

平成24年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成24年12月5日 開会

平成24年12月7日 閉会

奈井江町議会

平成24年第4回奈井江町議会定例会

平成24年12月5日（水曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - 1. 会務報告
 - 2. 議会運営委員会報告
 - 3. 委員会所管事務調査報告
 - 4. 例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第1号 奈井江町土地開発公社決算及び清算終了報告について
- 第 7 議案第9号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（地域交流センター）
- 第 8 議案第1号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分
の承認を求めることについて
- 第 9 議案第2号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）
- 第10 議案第3号 平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第4号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算
（第4号）
- 第12 議案第5号 平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算
（第1号）
- 第13 議案第6号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算
（第3号）
- 第14 請願第1号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求め
る請願書

○ 議事日程（追加第1号）

- 追加日程第1 公の施設に係る指定管理者の指定について（地域交流センター）撤回
の件

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤	共子	2番	石川	正人
3番	三浦	きみ子	4番	大矢	雅史
5番	森岡	新二	6番	大森	繁雄
7番	笹木	利津子	8番	森山	務務
9番	鈴木	一男	10番	堀松	雄雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北良治
副町	長	三本英司
教育	長	村上清司
会計管理者		篠田茂美
まちづくり課	長	相澤公
くらしと財務課	長	小澤克則
ふるさと振興課	長	碓井直樹
おもいやり課	長	岩口茂
まちなみ課	長	大津一由
健康ふれあい課	長	小澤敏博
やすらぎの家施設	長	表久義
教育次	長	鈴木隆
ふるさと振興課	長補佐	秋葉秀祐
教育委員	長	山中敦子
農業委員会	会長	桑島雅憲
代表監査委員		中野浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局	長	萬博文
庶務係	長	栗山ひろみ

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会の出席、大変ご苦労さまです。

本会議を始めます前に1点、ご報告を申し上げます。

今般、奈井江商業高等学校より、授業の一環として、本日の定例会を午前10時半頃より、40分程度の時間で傍聴したいとの申し出がありました。

町政の運営に関心をもって頂き、私も大変喜んでおりますが、教師・生徒合わせて38名とのことでもあります。

傍聴規則第3条においては、傍聴人の定員は30人と規定されていることから、同条ただし書き「ただし、議長は必要に応じ増員することができるものとする」を適用し、本日の傍聴人の定員を増員した旨、報告致します。

傍聴される方々は、座席が大変狭くなりますけども、ご理解を頂きますよう、お願いを致します。

また、町広報担当者より、開会中、議場での写真撮影の申し出があり、許可したことも合わせて報告を致します。

それでは、只今、出席議員10名で定足数に達していますので、平成24年第4回定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、4番大矢議員、5番森岡議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から7日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から7日までの3日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面報告のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時03分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、改めて、おはようございます。

第4回定例会の出席大変ご苦労さまでございます。

今定例会までに議会運営委員会を開催しておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

委員会開催日、調査事項、調査内容の順番で報告を申し上げていきますので、よろしくをお願いします。

委員会開催日平成24年9月13日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容と致しましては、①議案の取り下げについて、②追加議案についてでございます。

続いて、委員会開催日平成24年10月24日、調査事項は、議会運営についてでございます。調査内容と致しまして、①議会の情報公開に関する審議の取り扱いについて、②決算審査特別委員会の取り扱いについて、③12月定例会の日程について協議して参りました。

続いて、委員会開催日平成24年11月19日でございます。調査事項と致しまして、

第3回臨時会に関する議会運営についてでございます。調査内容と致しまして、①会期及び議事日程について、②議案審議についてでございます。

続いて、委員会開催日平成24年11月30日でございます。調査事項、第4回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容と致しまして、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④請願、意見案、陳情、要請等の取扱いについて、⑤地方自治法の改正に伴う「標準町村議会会議規則」等の改正の取り扱いについて、⑥議会活性化等に関する取り組みについてでございます。

以上、今定例会までに議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げます。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時05分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

第3回定例会で付託されました所管事務調査を行っておりますので、報告を申し上げます。

委員会開催日10月24日、調査事項、調査第2号「町有林の維持管理について（現地調査含む）」

ふるさと振興課長、同補佐、農政主幹、農政係主査の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施しました。

調査内容と致しましては、1. 町有林及び林道等の現況について、2. 平成23年度林業関係委託業務実施状況について、3. 平成23年度林道関係工事費等について、4. 平成24年度林業関係委託業務実施状況について、5. 平成24年度林道関係工事費等について、6. 分収造林契約による町有林の造林について、7. 平成23年度森林整備関係業務実績についてであります。

資料は別紙のとおりでございます。

意見・要望と致しまして、山林は近年、緑のダムと言われる水源かん養をはじめ、様々な機能を有することが改めて見直されている中で、町民の貴重な財産でもある町有林の占める割合が山林全体の51%を超えており、その役割は大変重要なものとなっております。

そのような中で、本年度より実施されている水源林造成事業は、町が事業予定地を提供し国と森林組合が共同で、造林、撫育、主伐等を長期間にわたり実施していく事業で

あり、今後の町有林の管理運営に有効な事業として大いに期待するものであります。

また、事業が本年度をもって終了する「東京極線」においては、今後の私有林の管理に有効活用されるものと期待するものであります。

次に、委員会開催日10月30日、調査事項と致しましては、調査第3号「町道の維持管理について（現地調査含む）」

まちなみ課長、建設係長、同係主査の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容と致しましては、1. 平成24年度町道維持管理路線について、2. 平成24年度町道維持管理契約状況について、3. 平成24年度道道維持管理路線について、4. 道道維持管理契約及び内容について、5. 平成24年度除雪事業計画について、6. 除排雪作業要領についてであります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、道内においても豪雪地帯と言われる本町にあって、冬期間の道路管理は、常に天候等に左右され大変難しく厳しい作業でもありますが、通勤・通学等の安全面をはじめ、町民の生活に直結した大変重要な仕事の一つである。

今後とも住民のニーズを把握しながら、除排雪業務への理解と協力を求めるなど、常に地域とのコンセンサスを図り、行政と地域が一体となって安心できる交通環境の確保に向けて努力願いたいというものであります。

次に、委員会開催日11月16日、調査事項、調査第4号「小学校の大規模改修の実施状況について（現地調査含む）」であります。

教育次長、総務学校教育主幹、同係長の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討致しました。

調査内容と致しましては、1. 平成24年度第1期工事实績について、2. 第1期工事別契約額及び工期について、3. 平成25年度第2期工事計画について、4. 奈井江小学校1階平面図、2階平面図についてであります。

資料は別紙のとおりであります。

意見・要望と致しましては、今回の改修計画の策定にあたっては、学校関係者をはじめ、児童生徒の意見・要望等も取り入れた計画となっており、評価するものであります。

来年度も引き続き、大規模改修が計画されているが、当校舎は建設されてから38年と老朽化が進んでいることから、今後とも点検を行い、修繕等に充分配慮されるよう要望するものであります。

次に、委員会開催日11月27日、調査事項、調査第1号「障がい者自立支援について（現地調査含む）」

おもいやり課長、福祉主幹、同係の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容と致しましては、1. 障がい者自立支援制度の状況のうち、障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス給付の状況について、2つ目として平成23年度身体障がい者手帳交付状況（年度末所持）についてであります。

2. （仮称）福祉の増進に関する条例（素案）イメージについて、3. 奈井江町福祉

の増進に関する条例（仮称）素案について、4. 奈井江町障がい者福祉計画（素案について）であります。

資料は別紙のとおりであります。

意見・要望と致しまして、今般の所管事務調査では、「障がい者福祉計画」と仮称「福祉の増進に関する条例」素案の説明を受けました。

この策定にあたっては、障がい者も参加する「障がい者地域自立支援協議会」において検討がなされており、障がい者の意見も十分に反映された条例・計画となるよう期待するものであります。

今般の調査では、ないえ学園のご理解を頂き、新設されたグループホーム「フピ」を視察することができました。

本町の基本理念である協働・共生のまちづくりは、障がい者と町民がお互いの理解を深めることが大切であります。

障がい者の経済的基盤の確立も重要な施策であり、雇用と就労等において必要な援助がなされるよう努力願いたいというものであります。

以上で報告を終了します。

4. 例月出納定例検査報告

（10時14分）

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告（町長、教育長）

（10時15分）

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

（町長 登壇）

●町長

おはようございます。

定例会大変ご苦労さまでございます。

それでは、平成24年第3回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係でございますが、11月12日に、地域公共交通会議を開催致しまして、町民の足となる町営バスにかかる基本的なプランにつきまして、ご議論を頂きました。

今後は、来年4月の実証運行に向けまして、より具体的なバスの運行路線、ダイヤ等について議論を行っていく予定をしております。

また、11月13日には「まちづくり町民委員会」、20日には「高齢者支援ネットワーク懇話会」を開催致しまして、これらの委員会においても、バス運行に係る意見交換を行ったほか、過日、完成致しました（仮称）地域活性化ホールの実施設計について、報告を行っております。

11月19日には、平成24年度奈井江町表彰式を行いました。

表彰の部におきまして、教育文化部門で、萬孝志様、自治振興部門におきましては、佐々木幹雄様を、それぞれのご功績により、表彰したほか、多額のご寄付を賜りました4名の方に、感謝状の贈呈を行ったところでございます。

11月21日には、東京都で開催されました全国町村長大会に出席させて頂きました。大会においては、別添資料のとおり、真の地方分権改革の推進、TPPへの参加反対など、8項目にわたる決議を行いました。併せて関係国会議員への要請活動を行って参ったところでございます。

次に、おもいやり課の関係でございますが、10月9日、滝川市役所におきまして、中空知5市5町による「電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託に関する規約に基づく協議書」の調印式を行っております。

現在、来年9月の稼働に向けて準備を進めておりますが、戸籍証明書発行のスピードアップや、災害時のバックアップ機能が備わるほか、今回の取り組みにより、自治体間の結びつきが、より強まるなど、たいへん意義深い事業と考えております。

最後に、ふるさと振興課の関係でございますけれども、11月23日、新穀感謝祭を執り行いました。

本年の稲作の作況状況につきましては、豪雪の影響から作業の遅れが心配されたものの、その後の天候回復もございまして、初期成育は順調で、出来秋への期待が高まっております。

しかし、8月以降の異常高温と長雨が影響致しまして、収量はあったものの歩留まりが悪く、タンパク含有量が高い傾向となりました。

高品質米の生産には、初期成育の確保が大変重要であり、その点については、本年も結果が出ていることから、農業者の皆さん、関係各位の努力に敬意を表すとともに、改めて来年以降の高品質米の生産を祈念したところでございます。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

定例会の出席、ご苦労さまです。

お手元に、教育行政報告をお届け致しておりますが、2点につきまして、ご報告を申し上げます。

第1点目は、10月19日、「奈井江町教育の明日を考える集い」を文化ホールにおいて、約120名の参加を頂いて、開催することが出来ました。

第1部では、奈井江商業高校の生徒会による学校紹介、クラブ活動の状況を生徒自ら、発表して頂きました。

また、商業部による新聞作成の実演も行われ、パソコンで画像加工し、編集など、日常の学習活動の一端を披露して頂いて、高校生の生き生きとした姿を見ることができました。

第2部では、ラジオパーソナリティの金子 耕武氏から「この時代の家庭と子育てに必要なこと」と題して、講演を頂きました。

親や地域としての役割を示唆する内容で、子どもの成長にどのようにかかわっていくか、考える機会となりました。

教育の明日を考える集いの目的であります高校の存続に向けてPRが出来たものと思います。

本年度も、高校において、校長先生をはじめ、全教職員が中学校を訪問し、PRをして頂いたところで、教育委員会としても、同様に通学可能な中空知市町、美唄市、岩見沢市、江別市の中学校を訪問し、行政が生徒に対する支援策などを校長先生に説明をし、生徒に周知して頂くようお願いをして参りました。

今後においても、高校と連携を取りながら、翌年度の生徒確保に向けて、取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

第2点目でございますけれども、11月22日、町教育振興会指定の奈井江中学校、公開研究会が行われ、研究主題を23年度から「確かな学力の育成を図る指導・支援の在り方」、そして、習得した知識・技能を活かす力の育成をテーマに、数学・技術・社会・英語・生活単元学習の授業研究の成果が披露されました。

全体会の研究発表と、分科会では、教師一人ひとりが積極的に研修に参加、内容の充実に努められておりました。

午後からは、PTA連合会の主催で研究大会の教育講演会が開催され、生涯学習開発財団認定コーチの石谷 ふみえ氏を講師に招いて、「一緒に子育てコーチング・・・子どものやる気を引き出そう！」と題して、講演が行われました。

会場には、多くの保護者等が、熱心に聴講しておりました。

子育てコーチングの7つのコツ、聴き方、質問の仕方など、具体的に分かりやすく、演習も含めた指導で、子どもとのかかわりについて、示唆に富んだお話をして頂き、有意義な研究大会になったものと思っております。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時23分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 4番大矢議員の質問・答弁)

(10時23分)

●議長

4番大矢議員。

(4番 登壇)

●4番

皆さんおはようございます。

第4回定例会出席ご苦労さまでございます。

今日は6人の議員が質問致します。

時間が長くなると思いますので、早速質問に移らせて頂きたいと思います。

通告書に従い、大綱2点町長に質問致します。

1点目は、江南小学校跡地利用について5点伺います。

江南小学校と奈井江小学校の平成25年4月の統合に向け、新校歌、校章の制定、校舎の大規模改修、更には、両校生徒の交流など、準備が着々と進められています。

生徒、教員、町民、そして議会の要望を取り入れながら進められていることに感謝する次第でございます。

統合が近づくとつれ、町民の関心は、統合から跡地利用に移ってきています。

江南小学校は、前身の南小学校時代から地域と密着しており、また地域の運動で建てられた学校であり、開校時から今日までの36年間においても地域との交流が大変多く、江南校区の皆さんの思いは深いものがありますので、江南小学校跡地の利用がどうなるのか大変心配をしています。

江南小学校を大切に思っている皆様を代表して質問致します。

1つ目は、近年、少子化や耐震化の対応などで、学校の統廃合が進んでおり、空知管内でも、多くの学校が閉校致しました。

残された施設や用地の運用について、自治体は、対応を迫られています。

しかし、公共施設として再利用することは難しく、売却される事例も多いように聞いています。

江南小学校は、地域の施設というだけでなく、奈井江町の町有財産、施設として有効に利用するという基本方針に変わりがないのか伺います。

2つ目は、跡地利用に関して、現在役場内で検討しており、研究の為、先進地視察もされていますが、その視察内容と、現在の検討状況を伺います。

3つ目は、広報ないえ12月号に江南小の5・6年生による子ども議会が、当会場で、10月30日開催され、跡地利用について審議されたことが出ていました。

今のところ他には町民等の意見は聞かれていないように見受けられますが、今後どのように進めていくのか、決定までの行程、日程について伺います。

4点目は、平成25年3月末に閉校されてから、施設利用方法が決定し運用されるまで、空き期間が出来ることと思いますが、その間、どのように管理運営されるのか伺います。

5点目につきましては、跡地利用目的や運営方法が決まれば、当然、改修費等の費用がかかってきます。

利用方法を決めてから費用を考えるのか、費用を決めてそれに見合った利用方法を決めるのか分かりません。

どちらにしても一定の基準があるかと思えます。

予算規模はどの程度まで考えているのか伺います。

以上、5点について答弁を求めます。

●議長

(10時26分)

只今の質問に対する答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員の質問にお答え申し上げていきたいと思いますが、江南小学校跡地利用について、今ほどお話ありましたように、南小学校からずっと今日まで地域の本当に密着さ

れた学校であったということから、江南小学校校区の人ばかりなく、地域の人たちに取りましては、深い思いがあるということは、私も本当によく承知致している所でございます。

来年度、小学校の統合により閉校となる江南小学校の校舎、グラウンド等の活用につきましては、現在、役場内部において調査、検討を進めております。

そこで、1点目の町有施設として利用するかどうかについて、でございますが、町の所有する施設として貸与をするほか、希望する事業者がありましたら、譲渡となることも含めて、検討して参りたいと思います。

2点目の視察の内容と現在の検討状況ですが、他市町の視察を行った中では、地域の集会場として利用がされているほか、絵画などの展示場、また民間事業者による障がい者施設や文化体験施設、宿泊体験施設など、様々な用途による利用がされている一方で、施設の老朽化や、あまり利用が見込めない場合には、建物の解体を行い、土地を売却をしている、といった事例もあるそうでございます。

検討状況については、庁舎内部での検討を進めておりますが、10月30日、この議場において、先ほどお話ありましたように、江南小学校の5年生6年生27人と「子ども議会」を開催致しました。

イベント会場としての利用や地域の人とふれあう「ふれあい館」、また特産品の販売所として利用するなど、多くのアイデアが出されました。

そんな中で、活発な議論を行ってきたところでございます。

また、今後の予定と致しましては、他の学校で準備される町長と語る会のほか、まちづくり町民委員において、地域の代表、江南小学校のPTAの方にもご参加を頂きながら町民委員会を拡大してですね、開催して、幅広く意見交換を行い、今後の検討に生かしていきたいと考えているところでございます。

3点目と致しまして今後の進め方、スケジュール等についてでございますが、各学校、拡大町民委員会での意見を参考に致しまして、来春に向け、町と致しましてどのような活用方法を目指していくのか検討していく予定でございます。

4点目の閉校から施設の運用が行われるまでの管理についてでございますが、機械警備の導入なども検討しながら、施設の管理については、しっかりと行いたいと思います。

地域の防犯、除雪や草刈りなど、周辺環境にも配慮しながら、適切な管理に努めて参りたいと考えております。

それから5番目になりますが、改修に係る予算規模についてということで、現在の状況では、まだ何も申し上げることができません。

活用方法が決まった際には、その内容や改修費用などについて、議会にも報告を行い、執り進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時30分)

大矢議員。

● 4 番

今ほど、ご答弁頂いたんですけれども、まだ1番の件につきましては、かつて町長、町有施設として有効に活用したいという答弁があったと思うんですけれども、今回は、なにか売却も含めて総合的に検討しているように聞きましたし、また、2番の中でも謳われていましたけれども、まだ、そういう方向性を見出してなく、あらゆる可能性を探って検討されている。民間に売却することも含めて検討されているというふうに私は聞かせて頂きました。

若干、私ども地元としては、町として、有効に活用するというふうに期待してたところですから、その辺はちょっと方向が変わったのかなというふうに、今ほど、聞き受けましたので、その辺もう一度、答弁頂きたいと思いますし、3点目ですね、ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、来春までにこの方針を決定するという事で間違いはないのか、もう一度お願いしたいと思います。

そうですね、5番目については、まだ方針が決まらなければ決めれないということで、その辺も、町長よく言われているんですけれども、ある程度、経費が、あまり経費がかかるようであれば建て直した方がいいから、使えないんだという話がされますけれども、その辺も含めて、どの程度の腹積もりといたら変ですけれども、大枠も全然まだ決まっていないということなのか、もう一度お願いします。

●議長

(10時32分)

町長。

●町長

1つ目はですね、貸与も含めてというお話を冒頭でさせて頂きましたが、しかし、これは地域と密接に関係あることでなければやりません。

従いまして、このことについては、地域の配慮、地域の事情といいますか、どう、地域ばかりでなく町民がどう活用していくかという中で貸与をするという場面があると思います。

このことは深く注意していきたいと、こういうふうに考えております。

ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

2つ目は、要するに建てるにあたって、ある程度の予算規模を、方針を出していく必要があるのではないかと思います。ただ、今までに様々な議論がありまして、色々な提言もあります。

その中で、庁内にもプロジェクトを作っておりますが、その中で、固まってきましたら、どのくらいの規模になるか、あるいは、どのくらいの予算がかかるのか、こういう方向でないと、頭から、なんぼでも掛けますということではなく、やはりきちっとした、内容によって、お金の掛けようがある、こういうふうに、腹積もりとしてはですね、改修費用がどのくらい掛かるかということも含めて、ただ、補助金が既存の施設でございますから出ないということもありますから、このことを理解して頂きながら、具体的な案が出来た中で、プランと合わせて予算が、ある程度希望予算が固まってくると、こう

いうふうに思います。

その点についても、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それから、3点目の町民委員会の取り組み、来春に向けて、町としてどのような活用方法を目指していくのか、検討していく、予定があるのかとこういうことでございますが、来春に向けて、それぞれ議論を町民と交わしながら、その中で方向性を決めていきたい、こういう意味でございますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時34分)

大矢議員。

●4番

今ほど、説明がありましたけれども、今ほど、来春までに大体方向性を決めていきたいということなんですけれども、実際にこれ、決定するのはいつ頃最終目安として、どのぐらいになるのかももう一度答弁を頂きたいと思います。

●議長

(10時35分)

町長。

●町長

今ほど申し上げましたように、来春に向けて方向性を決めていきながらですね、最終的には7月頃になるかもしれない。

そういう可能性もあるということで、一つご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長

既に3回の質問が出されておりますので、次の質問であれば許可致しますけれども、このことについては。

それ以上の質問については議長の許可が必要となりますので、そのことを理解した上で。

分かりました。

それでは大矢議員。

●5番

(10時35分)

すみません、私も数の数え間違いをして、1問質問が多いということでございますから、お許し頂きたいと思います。

私は、地元としては大変心配しておりますので、出来るだけ空き期間のないように、早い対応をよろしくお願い致したいと思っております。

最後に私から再利用について2つ提案を致したいと思っております。

1つ目は、役場庁舎が老朽化していますので、また耐震化にも対応できていないので、役場本庁舎として利用することです。

住民がよく利用する窓口業務は、民間委託や、民間施設の一部を借り上げて対応すれば、住民の利用には問題がないと思っております。

2つ目は、都会ではゲームセンターやカラオケなどの娯楽施設、トレーニングセンターやスポーツジムなどの運動施設が充実しており、世代を超えて利用されています。

これを町がそのままやることにはなりませんけれども、町民が新たな地域公共交通などを利用して、日中はいつでも集まり、体育館やグラウンドを使い健康維持のために利用、教室ではテレビや映画の鑑賞、読書、ゲーム、レクリエーション、各サークル活動に利用するというものです。

介護保険のデイサービスの町民版といいますか、町民デイサービスセンター、総合娯楽施設として利用し健康増進、引きこもりの解消、家庭での節電に対応するものでございます。

私の発想は少し意表をつくものかもしれませんが、今後も町民に愛され利用される施設になると思っておりますので、是非、検討を頂きたいと思っております。

以上、申し上げて、この質問は終わらせて頂きます。

次に、橋梁の長寿命化修繕計画について3点お伺い致します。

橋梁の問題につきましては、議員初当選以来、私は色々と申し上げてきましたが、対応されてきませんでした。

しかし、高度成長期に作られた橋梁が築50年以上の高齢橋梁になり、今後、修繕費や、架け替え費用が急速に増大するばかりでなく、安全性にも問題が出てくる可能性が高くなることから、国は従来の架け替えを主体とした対症療法型から定期的な診断により計画的に修繕し、長期、百年程度利用する予防保全型へ転換し、橋梁の長寿命化によるコスト削減や経費の平準化を図ると共に道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化計画を進めています。

奈井江町でも国の方針に基づき、平成23年度に診断を終え、本年度中に奈井江町橋梁長寿命化修繕計画を策定するため準備を進めています。

国が対象としているのは橋長15m以上の車道ということでしたが、奈井江町では議会の要望に応じて頂き、対象となる27橋だけでなく、人道橋も含む全42橋について対応して頂いていることに感謝致します。

その内容が、ほぼ出来上がったことと思っておりますので、質問致します。

1つ目は、奈井江町で今管理している橋は42橋ありますが、今のところ交通に支障があるほど劣化した橋や、築50年以上の高齢橋梁はありませんが、10年後には16橋38%、20年後には23橋55%が高齢橋梁になりますので、早急に長寿命化に向けた修繕が必要です。

しかし、老朽化や幅員不足等で交通に問題のある橋や、河川改修等の必要がある橋については、修繕ではなく架け替えをしなければなりません。

この計画では定期的に検査し、計画的に修繕や架け替えをすることとしています。

今後10年間で、修繕の必要のない橋、修繕で対応する橋、架け替えが必要な橋は、それぞれ何橋あるのか伺います。

2つ目は、奈井江町ではまちづくり計画に基づいて計画的に事業を進めてきています。そのまちづくり計画に、橋梁の長寿命化修繕計画がありません。何年度から取り組んでいくのか伺います。

3点目は、北海土地改良区は、北海幹線が老朽化したことから、平成33年までに全面改修を終える計画で、順次工事を進めています。

しかし、橋梁区間については、自治体の負担が多く遅れています。

奈井江町も同様で、管理している橋は10橋ありますが、改修されたのは1橋で、残る9橋は昭和42年43年に造られたままで、幅員も狭く通行に不便を強いられています。

また、既に幹線改修が終わり、橋梁区間だけが未改修のところもあります。

橋を架け替えしなければ、幹線の改修ができません。

この事について奈井江町の考え方を伺います。

以上、3点について答弁お願い致します。

●議長

(10時42分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

大矢議員の2つ目の大きな質問についてお答え申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、奈井江町で管理している橋で、今後10年、修繕の必要のない橋、修繕で対応する橋、架け替えが必要な橋は何橋あるのかということでございます。

1点目の、町内では42ある橋の今後、修繕の必要がない橋、修繕が必要な橋、架け替えが必要な橋についてでございますが、まず前段の橋梁の長寿命化修繕計画策定を行う背景について申し上げますが、従来、橋の損傷の発見や道路機能の低下などが判明した時点で、修繕や架け替え等を実施する維持管理を行っていましたが、今後、老朽化する橋梁が増大することが予想されます。

修繕計画を策定し、従来の「事後的な修繕及び架替え」から「予防的な修繕及び計画的な架替え」の転換を図ると共に、橋梁の長寿命化、修繕及び架替えに係る費用の縮減を図ることを目的と致しております。

簡単に言いますと、今まで、橋の損傷を発見しながら架替え、大規模補修等を行うことによりまして、莫大な費用を要しておりましたけれども、修繕計画に基づき、定期的な修繕を行うということで、橋の寿命を延ばすことができます。

コスト縮減を図って行こうということでもあります。

奈井江町では現在42の橋梁を23年度に橋梁点検を実施致しました。

24年8月には修繕計画の策定をコンサルに発注しておりまして、25年3月末の完

成に向けまして、現在北海道と協議を進めているところでございます。

策定業務の委託期間が来年2月末でございまして、年度末に橋梁維持管理の専門家として、北海道の指定する学識経験者の助言を頂きながら、策定完了の予定となっているため、今現在、橋全体の健全度区分につきましては、確定していませんので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

2点目の今後、まちづくり計画での橋梁修繕計画の取り組みについてでございますけれども、今後の橋梁修繕につきましては、策定計画に基づきまして実施して参りますが、まちづくり計画に盛り込み、財政状況を勘案しつつ、道路改良や北海幹線改修等関係各所と協議を重ねながら、進めて参りたいと考えております。

3点目の北海幹線に架かる橋の対応でございますが、北海幹線に架かる橋につきましては12橋ございまして、その内、昭和42年43年に新設した橋につきましては9橋、9つございまして、45年経過し、今、ご指摘がありますように、老朽化が進んでおります。

現在、国が施工しております北海幹線全面改修工事の奈井江区間につきましては、平成26年から平成33年までの第2期工事計画予定であることから、北海幹線に架かる橋梁につきましては、国の改修計画と整合を図りながら、修繕及び架替えについて十分協議して参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいようお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時47分)

大矢議員。

●4番

答弁ありがとうございます。

まず1点目のことなんですけど、今、協議中で、まだその仕分けが出来ていないということは理解するわけですが、これ、幅員が不足してる橋が11橋、それから大型車両が通るのには問題がある、耐荷荷重20トン未満の橋が16橋、それから築40年以上で10年後には高齢橋梁となる橋が16橋あるという。

色々な要素があると思うんですけれども、これらの順番はどのようにして決めていくのか、お伺いしたいと思います。

それから北海道事業、先ほども言いましたように、33年度までに事業が終わる計画でやっているんですけれども、今の町長の答弁では奈井江町については26年度からの後期計画になるという話なんですけれども、もし、その33年度までに間に合わせるとすると1年に2橋かけていかないと間に合わないんですけれども、その辺の北海幹線の改修に最終的に間に合うような考え方でいいのか、それとも、それとはまた別にやっぱり町財政を優先してやっていくという考え方になるのか、もう一度お願い致します。

●議長

(10時48分)

町長。

●町長

1つ目はですね、計画にあたって、これの遂行にあたって、どのように、計画的にやっていくかと、こういうことですが、これについては、今はまだ、先ほども答弁で申し上げましたように、橋梁について老朽化していることも、今、ご指摘の通りで、ただ、これから学識経験者の道の指定する、助言を頂きながら、今後の橋の傷み度等を含めてですね、検討しながら、今後進めていきたい。こういうことですから、今、ただちにこことこの橋はやりますよということは出来ないということですね、計画立てながら、きちっとした計画を立てながら、関係各所、道との関係もごますから、十分協議しながら、出来るだけ早く推進していくように努力をして参りたいと、こういうふうに考えております。

今、一つは北海幹線のことです。

ご存知の通り、26年度から始まります。

33年度ということですが、その中で、これは、橋がですね、多くある橋、本当に1年に2橋ずつやれるのかどうか、北海幹線との関連でござますから、この計画は、やる予定になっております。

ただ、町財政を優先してと、町だけではなかなか持ちきれないということを含めてですから、北海幹線の、いわゆる事業着手にあたり、事業推進にあたりまして、協力しながら、2橋なら2橋ということですね、計画通り進めていくよう、より努力をして参りたいとこういうふうに考えております。

ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(10時50分)

大矢議員。

●4番

ありがとうございます。

奈井江町の42橋について、安全性を確保しながら、なんとか計画通り、計画の中で進めていきたいという話は理解させて頂くところでございます。

ちょうど今、先日ですか、トンネルの大惨事がありましたけれども、思わぬ事故というのは大変問題になります。

教育、医療、福祉は住民にとって重要な問題ですけれども、公共施設維持管理も住民の安全安心のためには大変な重要な問題でありますから、そのところも十分考えられてやって頂きたいと思います。

本計画が示された段階で、議会の中で更に検討を私どももさせて頂きます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせて頂きます。

ありがとうございました。

●議長

以上で、大矢議員の一般質問を終わります。

(2. 1番遠藤議員の質問・答弁)

(10時52分)

●議長

続きまして、1番遠藤議員。

(1番 登壇)

●1番

おはようございます。

1番遠藤です。

第4回定例会ご出席大変ご苦労さまです。

本日の質問は、農業における家族経営協定について、町長に質問をさせていただきます。

この家族経営協定の始まりは、昭和30年後半から農業後継者対策として各地に導入されました。

全国的に見ると協定の加入者は、北海道が一番多いということ、そして、二番目には福岡ということになっております。

この奈井江町においても十数名の方が締結をされているようです。

認定農業者や、農業者年金の加入の際に、いくつかの項目の中に、この協定が位置づけをされています。

家族がお互いの意志を尊重し合い、共同の経営者として、共通の目標を明確にし、家族で決まりを作って行くことで、これまで何気なく過ごして来た暮らし方や、農業経営の進め方について相互にかけがえのない家族やパートナーと共に経営を築いて行こうとするものです。

協定を推進することで、女性や後継者の意欲が向上し責任感が生まれる、また、経営感覚が高まり、それぞれが自覚を持って経営に参画出来るというものであります。

具体的には労働時間や労働報酬、休日、生活面や家事の役割分担など就農条件が明確になるため、心と時間とそして経済のゆとりが確保されてきます。

また、それぞれの地域ぐるみでこうしたことを取り組む事で、家族経営協定の締結の町、あるいは、就農条件の整った町として、農業農村のイメージアップにも繋がっていくのではないかと思います。

時折、若い人達との会話の中で、農業に対する暗いイメージを持たれているようで、なぜなら農家は朝が早く、夜遅くまで、そして休みがないという、そういう言葉を聞いた時には、やはりこの家族経営協定の必要性をととても痛感しました。

また子育ての真っ最中では、何かしら遠慮があって、なかなか外に出ずらかった、という声もあり、農業の担い手の人達には、現在の農業のあり方と、この協定の仕組みを

充分理解して頂いた中で、この家族経営協定が少しでも前進できれば、我が町の農業のPRにも繋がっていくのではないかと思います。

ここで町長に、家族経営協定についての考え方と今後について、どのような取り組みがされていかれるのか、伺いたいと思います。

●議長

(10時55分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答えして参りたいと思います。

質問の内容については、家族経営協定についての考え方でございますが、それと、今後の取り組みということでございます。

家族経営協定につきましては、町と致しまして、協定について、どう考えているかというご質問でございますが、今、お話が遠藤議員からございました。

30年以降ですね、作られたことでございます。

これは全国的に、これがですね、協定に参加したということもございまして、いわゆる昭和30年代後半は高度経済成長の時でございますから、農村から農業後継者など、他の産業へ流れてしまうことを懸念した取り組みとして、これは最初はそういう始まりだったようです。

その後、平成4年には農水省から、「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」が示されまして、女性の役割や地位向上の方法として、そのルールづくりとして進められるようになりまして、現在は「家族経営協定」という名称に統一されました。

協定の内容につきましては、個々の経営状況により多種多様でありますけれども、一般的な例と致しましては、家族一人一人の役割や、労働時間、今お話ございましたように、休日休暇など就労条件、収入の配分等に関するルールが定められております。

昨今、奈井江町においても、農業者の高齢化や後継者不足、更には配偶者対策も重要な課題となっているところで、家族が、それぞれ個人としての地位や役割が尊重され、対等な立場で共同経営の関係、いわゆるパートナーとしての位置づけが図られることで、それぞれの農業経営に対する意欲の増進や能力の向上が期待されることは、後継者やその配偶者対策、更には農業への参入促進に繋げる観点からも重要なことだと、私は考えております。同感でございます。

遠藤議員自らも活動を頂いておりますが、女性や若者が、町民との関わりを持ちながら、農業を通じて、地域づくりにも積極的にご参加を頂いております。

農業経営改善の有効な方法として、また、女性農業者や後継者を経営の担い手として明確に位置づけるものと致しまして、町として、この協定が広まることを期待致しているところでございます。

次に、今後の取り組みでございますが、制度上の優遇策と致しまして、この協定の締

結によりまして、経営主の配偶者や後継者が加入する「農業者年金保険料の国庫補助」が受けられること、また、協定を締結した後継者等は、人・農地プランの中心経営体となれるほか、経営基盤強化資金等のメリットもありますので、この制度を活用して頂くことが必要と考えております。

現在は、認定農業者126経営体のうち2経営体、農業者年金関係では、年金加入104経営者のうち14経営者が、家族経営協定を奈井江町では締結しております。

各農業者がこのような取り組みをして頂くことで、奈井江町の特色ある農業・農村のイメージアップになれば、後継者及びその配偶者の確保に繋がるものと考えているところでございます。

今後につきましては、関係機関と協力しながら、まずは農業者に対する制度上のPR、今、ご指摘ございました、この制度に改めてですね、どういう制度なのか、これをしっかりとですね、みんなに知って頂くということですね、PRを進めて参りたいと、こういうふうに考えております。

農家経営の安定や地域づくりに、この協定が基礎となって繋がっていくように、農協・農業委員会とも、連携しながら、普及拡大に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

特に、農業委員会はですね、農業委員会だよりというものを出してありますし、広報なんかでもですね、そういう機会を捉えながら、制度上、こういう内容ですよと、いうことも含めながら、皆さんに知って頂く。そして、その中でですね、いわゆる経営上、様々な問題を抱え、先ほどからご指摘がありましたようなことについて推進していくことが、地域の発展のために大変大きな役割を果たすだろうと、こういうふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時01分)

遠藤議員。

●1番

ありがとうございました。

私はですね、この家族経営協定というものは、認定農業者になるため、また年金に加入するための家族経営協定ではなく、家族経営協定があって、認定農業者があり、年金に入るんだという、そういう意味合いで進めていって欲しいなというふうに思います。

現実には、年齢の高い方から見ると、やはり折角農家にお嫁さんが来てくれたと。

しかし、やはりちょっと不安があるんだという声があって、どんな不安なのかなという、折角農業に従事してくれるのかなという期待があるんですけど、いつになったら、うちの嫁さんは農業してくれるんだろうという不安も持っている、やはり、そこらへんも、こういう協定の中で、お互いに話し合いをして明確にしていくということも、お互い不安を取り除くにいいのかなというふうな気がしております。

何年も前でしたけれども、この家族協定の勉強会を行った時に、ちょうど、岩手の奥

さんでしたけれども、講師に呼びました。

その時には、お嫁さんが来てもらったんだけど、それこそ、これと同じような事例であり、いつになっても、農業に興味も示してくれない。やはり子供に子育てに忙しい状況でもあったんだけど、とても不安でしたと。

この農業のこの機械化が発展している中ではあって、息子1人でも仕事はやっていけるけれど、そうではないと。

それならばやはり、この協定を進められた中で、お嫁さんと話したら、子育てが終わって一段落した時に、少しずつ農業をやっていきますというお話を頂いたという時に、とても安心をしたというお話しが聞けました。

それと同時に、特に若い担い手の中には、将来像を色々と考えているかと思えます。

多くの人たちの出会いがね、沢山あるんでないかと思えます。

そういう時には、やはり、農業の暗いイメージを発信するのではなくて、こういう協定があって、農業では就農条件、凄く整って昔と違うんだということも、やっぱり発信すること大事ではないかなというふうに思います。

そこら辺のミートウイズの関係とかもありまして、ここで家族経営協定を、思い切りPRしていくというふうな考えはどうなのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長

(11時04分)

町長。

●町長

今、お話しございましたように、農業者年金の加入にも繋がりますよと。

認定農業者ということも含めて、これらの役割が大きいよというお話がございました。

様々に農業を促進させる、向上させる、そういったことも含めてですね、ご提言等、私も同意見でございますから、農業は担い手がいなくなってますね、そして更にはですね、結婚する相手がもう少ないだとか、こういった悩みがあることは現実でございます。

そういった中で、家族協定をきちっと結んで、明るいイメージをどう醸し出すかということも含めながらですね、遠藤議員の提言の通りだと思いますので、よりその方向で努力をして参りたいと、このように考えておりますのでご理解を頂きたいと思えます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時05分)

遠藤議員。

●1番

ご答弁ありがとうございます。

今後この協定が奈井江町へ嫁いでくれる方や、また若い世代の人たちへ少しでも広がりを見せて、協定が紙面だけで終わることなく、日々の生活の中にしっかりと組み込ま

れて、実践をして頂けるような取り組みとなり、奈井江町の農業の施策の一つとなりますよう期待を致します。

終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩と致します。

(休憩)

(3. 6番森議員の質問・答弁)

(11時18分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

6番森議員。

(6番 登壇)

●6番

定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

私は、今定例会において、町長に大綱一点、教育長にも大綱一点の質問を致したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まずはじめに、町長に質問を致したいと思っております。

ゆめぴりかの高品質米対策に対しての質問でございます。

ゆめぴりかは、平成21年度より作付けが始まって今年で4年目になります。

この間、生産者の努力と各関係機関の支援と協力により、昨年までの3年間は、連続して低たんぱくの高品質米の出荷率が全道一という輝かしい成績を収めているのは、皆さんもご存じのことと思っております。

今年は、まだ全道評価の結果は出ておりませんが、聞くところによりますと、上位の成績になるのではないかとお聞きしております。

このことは誠に輝かしい事だと私も思っている所でございます。

この素晴らしい成績を残せたのも、各生産者の努力は勿論のこと、農協の後押しや、各関係機関の協力や、またわが町の支援が大きく関係したものと思っている1人でございます。

そこで町長にお伺いします。

先ほど、私が申し上げたように、奈井江町のゆめぴりかの作付けに対して、支援が行われておりますが、町としては、この支援策に対して費用対効果はどのように認識しておられるのか。また、合わせて今取り組んでいます支援と合わせて、更なる取り組みは

考えておられるのか、おられないのか、その点についてお伺いします。

●議長

(11時20分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、今年の高品質米比率についてということと、町が行っている助成制度の費用対効果についてということと、合わせて取り組み内容の見直しと拡充についてということも含めてですね、ご質問があったわけですが、まず、平成24年産の水稻につきましては、8月以降の異常高温と長雨によりまして、収穫まで稲が地力窒素を吸収し続けたため、収量はありましたが、歩留まりが悪くて、タンパクも下がらないという結果になりました。

ゆめぴりかについても同様で、昨年と比較して低タンパク米の比率は低くなりました。

タンパク6.8%以下の比率につきましては、新すながわ農協では35.2%、奈井江町では37.4%となっております。ゆめぴりかとしての単品出荷できるタンパク7.4%以下の割合は、新すながわ農協で84.4%、奈井江町では85.5%となりました。

平成23年産の新すながわ農協の実績では、タンパク6.8%以下の比率が67.6%、単品出荷できる7.4%以下の割合が94%と非常に高かったこともありまして、平成24年産につきましては、対前年比でいいますと、それぞれ32.4%と9.6%のマイナスとなっておりますが、決して低い数字ではないと考えております。

町では、平成23年度から産地ブランド確立支援事業として、ゆめぴりかの高品質米生産を支援する取り組みを行っていますが、本年度につきましても94戸になりますが、298haでの作付けの内84戸257haで活用を頂いています。

面積カバー率でいいますと86.2%。

費用対効果とのご質問でございますが、ほ場ごとの各種データの把握などを明確に行うことは難しいため、数値として費用対効果を算出することは難しいと考えております。

しかし、昨年まで3年間の低タンパク米出荷割合全道一を続けた実績がございます。

本年産についても、まだ集計途中ということですが、本町と同様に気象条件の良くなかった空知管内では、上位に位置できる見込みであるとお聞きしていることから、一定の成果は出ているものと理解しております。

現在行っている町の支援内容につきましては、農協や普及センターにも確認させて頂きながら、低タンパク米の生産に重要な初期成育を確保するために必要な取組として実施しています。

このほか、初期成育を促す取り組みと致しましては、土壌診断に基づく適切な施肥や側条施肥を実施する割合の向上などがあるということで、これらの取り組みについては、これまでも農業者の皆様積極的に取り組みを頂いているところでございます。

この産地ブランド確立支援事業が、今後も低タンパク米の生産に有効な支援策となるよう、関係機関とも連携をとりながら、次年度に向けて支援内容の検討をして参りたいとこういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時25分)

森議員。

●6番

今、町長の答弁である程度理解させて頂きました。

私も奈井江町の支援策が元で、これだけの高品質米を出せるような、また大いに平準化というのは図られたとは思っています。

それぞれの生産者が平準化に向けて、努力なされた結果だと思っております。

しかしながら、この支援策も、平準化に向けて生産者が励みになったことは確かだと思っております。

このことについて今後とも継続して頂くのと同様に、新たな技術的な対策も含めて、そういった支援の方法も考えて頂ければありがたいと思う所でございます。

以上、私の質問とさせて頂きます。

続きまして、教育長に質問致したいと思えます。

奈井江町は、明年度から行われる高校入学時における助成についてお伺いします

折角、先ほど、傍聴人が高校生来ておられて、高校生にも聞かせてあげたかったんですけれども、それには至りませんでしたけども。

わが町は、明年度から、奈井江中学校より地元にある道立奈井江商業高等学校に、入学した生徒に対しまして10万円の補助を出すことにしています。

現時点で、この評価を確認することは大変厳しい事と思えますけども、どの程度、教育長は認識しておられるのかお聞きしたいと思います。

合わせて、今年の8月に教育委員会が高校の進学選択プロセスに係るアンケート調査結果報告書を見ますと、本年度まで取り組んでおりました補助制度を知らない児童は全体の中で76.6%もいたという結果があります。

こうした現実を見ると、それ相当の周知徹底を図る必要があると思えますが、現在まで、どのような周知対策をしてきたのか、その点もお伺いしたいと思います。

●議長

(11時27分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

森議員の高校入学時における助成についてということでご質問頂きました。

今ほどお話ありましたように、明年度から10万円、奈井江中学校から商業高校に入った場合の生徒に対して10万円を支給するというごさいます。

この制度ができたことによりまして、教育委員会と致しましては、奈井江中学校に対して、速やかにこの制度についてお知らせしたところごさいます。

また、10月19日の「奈井江町教育の明日を考える集い」の開催にあたりまして、中学生及び保護者に対しまして、開催案内文書と一緒に、補助制度の概要を同封して周知を図って参ったところごさいます。

奈井江商業高校では、本年度、新たな試みと致しまして、教頭先生らが奈井江中学校に出向いて学校説明会、10月30日に中学3年の生徒に対して、11月6日には保護者に対しまして、高校のPRと支援制度についても説明しているところごさいます。

このように、地元の生徒が一人でも多く、奈井江商業高校に入学してもらえるように支援制度の周知を図りながら、努力しているところごさいます。

議員ご質問の評価や生徒の考えにつきましては、現状では、まだ分析できておりませんが、奈井江中学校で、一昨日、12月3日ごさいますけれども、3者面談が、終了したというふうに伺っているところごさいます。

それらの状況について学校側に確認してみたいというふうに考えおります。

ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時30分)

森議員。

●6番

来年から始まる制度に対して、今、評価しなさいというには非常に厳しい質問ではあったとは思いますが、是非、今、奈井江商業高校の現状見ますと、こういう補助制度というのは必要かと私も思っております。

しかしながら、今後においてずっと経過しておくことにおいて、評価も必ず合わせてやっていくことが私は必要だと思いますので、是非その点をもう一度、取り組みと評価というのを大切にしていって私は欲しいと思いますので、そのことを申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、森議員の一般質問を終わります。

(4. 5番森岡議員の質問・答弁)

(11時30分)

●議長

続きまして5番森岡議員。

(5番 登壇)

●5番

それでは、通告に従いまして、大綱3件になりますけれども、町長に質問させていただきます。

始めの質問につきましては、第3回定例会における、決算審査特別委員会報告における、委員会としての意見・要望の中で、特に予算を必要とする事項につき、現在までの検討状況ということで、お伺いをしたいと思います。

第3回定例会におきまして、平成23年度の会計決算について、一般会計、特別会計、企業会計と全ての会計について、決算審査特別委員会に付託の上、会期中に審査を終えまして、委員長より報告がありました。

町長もご存知のように、前年度までは、企業会計につきましては第3回定例会で、全て決算の審査をしていたんですけれども、一般会計と特別会計は、確か11月頃の審査だと思いましたが、12月の第4回定例会での審査報告としていたわけでありまして、特に意見・要望等については新年度の予算編成に間に合うよう、十分協議を頂きたいという事もありまして、また議会の活性化の一環という事も含め、今年度よりは、全ての会計を第3回定例会の会期中に審査を終えるよう進めてきております。

更に、何年かはちょっと忘れちゃったけれど、前回の任期よりも、委員長の報告ということについても、より理解を深めて頂きたいとの意味を含め、執行機関への書面での配布も致しております。

町長におきましては、既に平成25年度、来年の新年度予算編成に向ける基本方針を示され、基本的な構想をもって、現在、各課において予算の積上げをされている最中ではないかと思われまます。

そこで、第3回定例会における決算審査特別委員会委員長報告の中で、何点か意見・要望事項を取り上げさせて頂きましたけれども、特に実施に向かう方向となると予算に関わる次の4点につきまして、現在までどのように協議をされたのかということと、現在の検討状況ということについてお伺いしたいと思いますけれども、まず1つ目と致しましては、定住促進対策における新たな未利用地の活用、2つ目と致しましては、墓地の環境整備、3番目と致しまして、役場庁舎の耐震化、4つ目と致しまして、公共施設におけるトイレの洋式化の推進、ということで項目上げさせて頂きましたけれども、質問の主旨については、ご理解頂いたかなと思いますので、ご答弁をよろしく願致します。

●議長

(11時35分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、まず1点目でございますが、定住対策等における新たな未利用地の活用でございますが、奈井江町では、町外への人口流出の防止と定住人口の増加を推進するため、未利用の町有地と土地開発公社用地を対象に、1戸建ての住宅やアパート等集合住宅の用地として土地購入を行った場合の助成を行ってきたほか、商工会と連携し、民間の空家や、アパートの空室情報の提供を行って参りました。

助成については土地代金20%をキャッシュバックしている。

住宅建設助成については、町内業者100万円、町外業者50万円。

最近の個人向けの分譲でいいますと平成22年8月に公営住宅の旧北団地跡地で6区画、旧保育所跡地6区画を新たに分譲しておりますが、現在のところ北町、本町、東町で13区画が分譲中となっております。

今後の候補地と致しましては、現在、平成23年度から27年度にかけて、12棟の解体工事を進めておまして、南町の黄金団地の解体後の跡地約12,000㎡がありますが、来年度以降、公営住宅の建て替えを検討する中で、この用地の活用についても、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の墓地の環境整備についてでございますが、墓地の維持管理につきましては、現在、通路の砂利敷きや除草、枝払い作業等、軽作業的なものは職員で行っておりますが、大がかりな樹木の剪定等の作業までには至っていないのが現状でございます。

来年以降につきましては、今まで同様に職員で行える作業は継続して行いますが、専門業者に委託すべき作業については、予算を計上致しまして、維持管理を行って参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

それから、3点目でございますが、役場庁舎の耐震化についてでございます。

役場庁舎につきましては、平成23年度に耐震2次診断を行いました。耐震化の必要性があると指摘されております。

災害時の対策本部となる施設ではありますが、その改善策のためには、約2億円が必要となりまして、更には、関連する諸費用が莫大に要するなど、課題が多いことから、国や北海道の支援策を含めながら、大規模災害時においても途絶えることのない情報の共有について、町村会の立場で、国や北海道と議論や要請をして参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

庁舎のあり方について、町政の大きな課題の1つとして捉えながら、内部で十分、議論を重ねながら、時間をかけて総合的かつ計画的な判断をして参りたいと考えております。

なお、プラン等が出来上がった時には、住民からのご意見も十分参考にさせて頂きながら、検討して参りたいと考えております。

それから、4点目でございますが、公共施設におけるトイレの洋式化の推進についてですが、公共施設の多くは、子供や高齢者でありますし、現在のところ既にその8割は洋式トイレになっておりますが、今後は、未設置であります公共施設の利用状況等も踏まえながら、改修を計画的に図っていきたくてこういうふうと考えておりますので、ご

理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時38分)

森岡議員。

●5番

只今、項目について、色々ご答弁頂いて理解をしたいと思います。

それですね、これは多分私の通告が悪かったと思うんですけど、具体的項目についても聞いているんですけど、大きなちょっともう一つの質問の趣旨がございまして、それは今、先ほど申し上げたように、決算委員会を9月にしたと。色々な活性化も含めて意見を付すならば予算が間に合う中でと、検討がじっくり出来る時間内を考えて9月にさせて頂いたという、これ今年初のことで、今回、私もこの質問は今回が最初で最後だと、この趣旨はね。

その中で、色々ある特別委員会の中で予算を審議したり、色々な特別な案件を審議する特別委員会には町長出席されております。

ただ、この決算審査については、これは委員会が町長の出席を求めてない。ですから、町長はいないんですけども、その中で出た様々な最後のまとめの委員長の報告ではなくて、審議の中で、予算の担当課の管理職が時間時間に来て頂けるんですけども、それぞれのその時間の中で担当課の課長なりに質疑をしたり、意見を付すこともあるんですけども、そういう中で意見が出たものについて、内部でまずどういうプロセスをもってですね、最終的に十分協議をされていくのかということの、ちょっと大綱が1つあったんですけども、ちょっと趣旨が理解できたかと思えますけれども、そこだけ1点お願いします。

●議長

(11時40分)

町長。

●町長

今、決算審査委員会について、様々な議論の、私も委員長報告はちゃんと聞かせて頂いておりますから、それをですね、決算委員会、予算上、どういうふうに活かしているかと、こういうことだと思います。

これについては、内部で十分議論しながら、それぞれにですね、私にも提言して頂いておりますし、様々な課題でもあることも事実でございます。

そして、何が足りないかと、何を充実にしていかなきゃいけないかということも含めて十分内部で議論交わしていることは事実でございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長

(11時42分)

森岡議員。

●5番。

今の町長の答弁すごく理解を致します。

それで、一応、項目で色々、委員会として挙げた部分、これは私、別に議会を代表して聞いているつもりも何もありませんし、一議員として、協議の経過、それから状況について質問させて頂いた部分でありますので、十分、検討頂いているということなので、引き続き、検討頂きたいなと思います。

●議長

(11時42分)

森岡議員。

●5番

それでは2つ目の質問に入らせて頂きます。

次の質問は、地方自治法改正において新たに法制化をされました特例一部事務組合についてであります。

平成24年9月5日に公布されました、「地方自治法の一部を改正する法律」の第5に「一部事務組合及び広域連合の制度の見直しに関する事項」として、特例一部事務組合が新たに法制化をされました。

この制度につきましては、「一部事務組合は規約で定めるところにより構成団体の議会をもって組織することが出来る」とされた事によりまして、いわゆる、組合議会というものの設置がなくても、構成市町村の議会の議決をもって事務の執行ができるという制度であります。

先般、浦臼町議会の皆さんと奈井江町議会におきまして合同による、北海道町村議会議長会の事務局長さんを講師として研修会が実施されまして、今回の地方自治法改正について色々伺うことが出来ました。

頂いた資料の中には、「簡素な一部事務組合の類型を創設」との記述もありまして、効率化が出来るという部分と、経費においては組合議会における議会費の削減ということにも繋がっていくのかなと思っております。

構成団体の議会におきましても、全議員がこの一部事務組合の議案を審議出来るというメリットもあるかと思っておりますけれども、これは構成団体の数によりましては敏速な決定には時間が掛かるであろう等、課題もあると思っております。

当然ながら、移行にあたっては、構成団体の長の合意、それぞれの議会の同意も必要でありますし、最終的には、知事の認可ということでしょうけど。そこで奈井江町では、現在さまざまな事業におきまして、近隣市町との共同事務を、一部事務組合や広域連合で取り組んでおりますけれども、この新たな制度であります特例一部事務組合ということにつきまして、町長はどのように捉えられているかということで見解をお伺いしたいと思っております。

●議長
町長。

(11時45分)

●町長

特例一部事務組合についてということで、地方自治法の改正によりまして、新たに法制化したことですが、一部事務組合とは、普通地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理する、これは申し上げるまでもなく、構成団体の議会の議決を経て規約を定めながら、知事の許可を得て設置する、特別地方公共団体ですが、現在、当町におきましては、給食組合や消防、水道、下水道等、7団体の一部事務組合に加入しております。

国において、一部の組合議会において、「市町村の議会と比較して活発な議論が行われていない」「住民の眼が届きにくい」という課題があることから、本年9月5日に公布、施行された地方自治法の改正において、組合の議会を構成団体の議会をもって組織する、いわゆる「特例一部事務組合として、組織形態を拡大できる」と改正を行ったところであります。

具体的には、今まで行ってきた組合規約の改正と同様、「予算や条例等の議決についても、構成団体の全ての議会において議決する」というものでございます。

この特例一部事務組合が、より多くの住民の意見が反映される仕組みとされたことに関しては、評価をしたいと考えているところでございます。

例えばですね、一部事務組合だから広域連合ですね、住民と深いかわりのあることも、そこで決められる。

これは、他市町とですね、協議した中でそれぞれの議員も入っております、広域連合なり、一部事務組合。その中で、意見も反映しながら入っていることは事実ですが、しかし、より深く住民の中にですね、溶け込んでないといいますか、住民ニーズがきちっと反映されてない面もあると、こういうふうに思っております。

したがいまして、そういった意味で一部事務組合、より多くの住民の意見が反映される仕組みとなるということについては、私は評価したいと、こういうふうに考えおりますし、なお、制度導入については、構成市町やその事務組合において、しっかりと検討を行っていくことが、大切であると、こういうふうに考えております。

ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

●議長
森岡議員。

(11時47分)

●5番

今、メリットも含めて町としてのメリットも含めて検討すること、必要があるだろうというご答弁だと思うんですけど、それで、先ほど申し上げました浦臼町との懇談会の席なんですけれども、その中で、勉強したすぐ後でございますので、この議題というか、

それは懇親会ですから全議員という公式な場ではなくて、向こう三軒両隣みたいな座ったポジションでね、その中で浦臼の議員の方と話す中で、実は浦臼において、組合議会の、これは執行機関には関係ない話かもしれませんが、組合議会の議員報酬やめようやという声があったそうです。

そういう相談をしたことがあったという話がありまして、実は奈井江においても前任期の時に、これは全議員で協議をして、そうしようということで、当時の笹木正男議長がその議長会等で相談の声を試してみようという話までいったこともありまして、それはやはり少しでも財政に寄与できる部分があるんじゃないかということ、我々議会の中でも判断したということが一つありまして、それで浦臼の方とも話して、これは私の意見でございますけど、まずやっぱり構成団体が多岐にわたると、これは効率的には全然、全部の議会通らないと事務執行出来ない。これはやっぱり時間が非常に掛るし、効率化ということには全然繋がらない。

ただ、今、先ほど町長言いました一部事務組合7つ、広域連合2つですけど、給食組合については、構成団体が浦臼・奈井江という2町でやっておりますし、非常に、給食ということで、町民にも近い部分があって、予算規模もこれが大きい、少ないからいいという意味ではありませんけれども、予算規模についてもそんなに大きくないということも踏まえますと、これは、給食組合はこういう方向で検討された方が良いのかなと、これは私一個人の意見でありますけれども、その点について、今一度答弁をお願いしたいと思います。

●議長
町長。

(11時51分)

●町長

これは私の基本方針といいますか、基本的にはやはり住民合意ということが基本にあります。

私もそういうふうに住民の意思をどう尊重していくかということからですね、例えば、学校給食組合についても様々な生活点との結びつきがございますから、そういった件でどこまでどういうふうにニーズを把握しながら、いけるかと、それと今、効率性と、私ども、効率性ということも確かに大切ですが、そういったことも含めながら全般的に見直しが図る時には十分協議をしながら、また議員の皆さん方とも協議をしながら、今後進めていきたいとこういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長
森岡議員。

(11時52分)

●5番

2番目の質問については、ご理解を致しました。
それでは、次の質問に移らせて頂きます。

3件目の質問につきましては、（仮称）地域活性化ホールの維持管理、これからのことであろうけど、これから検討されることであろうけど、についてであります。

先月の臨時会におきまして、建設契約の議決も終えまして、来年8月オープンに向け、これから建設工事も始まる、（仮称）地域活性化ホールにつきましては、今年の8月より9月にかけて開催された町政懇談会の中で、町長から設置の目的、それから活用についての詳しい説明を町民にされておりました。

また更に「広報ないえ」におきましては、早くに基本構想や先月号11月号においては、町民の声や検討委員会の意見を取り入れた施設の概要が4頁にわたり掲載される等、町民の説明、周知に努力を頂きましたことに敬意を表する次第であります。

町政懇談会において、施設の目的や設置につきましては理解を頂いたと思っておりますけれども、開設後に掛かるランニングコスト、いわゆる維持管理費についてはこれは施設がある以上、継続的な財政負担ということに対し、心配される意見が多く出されておりました。

10月29日の地域活性化ホールに関する調査特別委員会の冒頭、町長より、維持管理、それから運営も含めて、今後、JA、商工会、町は当然ですけど、更に社会福祉協議を含めて検討・協議をしていくということの報告がございまして、合わせて、来年3月の第1回定例会にて「公の施設として、設置条例」を制定していく計画であるということであります。

管理運営や維持管理については、協議はこれからという部分が多いと思われそうですが、（仮称）地域活性化ホールの維持管理ということにつきまして3点にわたり質問をさせて頂きたいと思っております。

1点目は、冒頭、今、質問の中でも申し上げましたけれども、施設設置後において、維持管理費の軽減ということに、どのような努力をされるかという事を、どのような検討されているのかということ、まず1点、質問させて頂きます。

2点目は、当然、施設多くの町民の利用を望むところですが、フリースペース以外は、当然ながら、使わせて下さいという時には利用料の設定をされて、当然3月の出される条例の中では、設置条例の中で利用料も示される事と思っておりますけれども、利用料に対する基本的な考え方ということについてお尋ねします。

それと、3点目につきましては、葬儀での活用も出来ますよということでもありますけれども、多目的ホールを含めて、もし、葬儀で利用するというのであれば、大半の部分2日間にわたって使用するということになると思っております。

時間でいえば24時間から、7時間のちょっとやったら7時間ぐらいになるのかなというように思ってますけれども、その場合の利用料の設定のあり方について、どのように今現在考えておられるかという、以上3点についてお伺いします。

●議長
町長。

(11時56分)

●町長

(仮称)地域活性化ホールの維持管理についてということですが、開設後の管理運営についてという、まず第1点目の質問だと思います。

維持管理経費の軽減策ということも含めてでございますが、まず、設計段階において、設備の面で、冷暖房設備を施設の構造、使用方法などを検討する中で、効率性に配慮して、ヒートポンプの電気方式を採用しております。

また、照明設備も基本的にLEDを採用しておりますし、また、開設後の管理につきましても、今後、具体的な管理体制、業務委託などを検討して参りますが、施設の温度管理や清掃のあり方など、快適な利用環境を目指しながら、可能な限り、コスト削減に向けた対策を講じて参りたいと考えているところでございます。

開設当初は、オープニングイベントなど、多くの皆さんに利用を働きかける取り組みも必要でありまして、見えない経費も出てくる可能性もあります。

経常的な経費に関しましては、節減を徹底して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の件は、各部屋、スペースを占用して団体等が利用する場合には、一定のご負担を頂くように、条例の中で明記して参りたいと考えております。

金額については、基本的には、他の公共施設と同様に、管理にかかる経費を基礎としながら算出することになると考えておりますが、新たな施設で経費の実績がありませんので、当面は予想される経費を積み上げた中での算出になることをご理解頂きたいと思っております。

3点目でございますが、葬儀の場合の利用料についてでございますが、一般的には1回当たりいくらという定額をイメージする方が多いと思われそうですが、積算についても、一般の利用と違い、連続して24時間を超える利用が多くなりますから、近隣の自治体においても、利用する部屋を限定しながら定額制が取られております。

今後、農協など町内の施設の料金設定に加えて、近隣の自治体の金額も参考にしながら、運営委員会等で議論して参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたい。

今の段階でいくらということをごすね、基本的に示すわけにいかない、今、そういうことで調査試算しようとしている折でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とします。

●議長

(12時00分)

森岡議員。

●5番

全てにおいて、特に管理や維持やね、これからの部分が多いと思っておりますので、まず経費節減には努力を頂くようなこの運営に関しても協議を頂きたいと思っておりますし、最後にご答弁頂いた、葬儀の時の利用料のあり方ということですのでけれども、今、町長ご答弁頂いたことで結構なんですけど、ここ非常に、デリケートな価格になるのかなと、自分では思っています。

今言われたように町内のね、会館や現在やっている所の当然価格もあるし、公共施設

なんですから、そんなに高くないだろうというイメージもこれはあるんですよ、正直。

そういう中で、十分、協議頂いて、慎重に検討されて、やっぱり、利用頂いた以上はここで出来て良かったなと町民が思って頂くような、これは使用料だけでなく、その施設の使いやすさというか、環境、これ凄く大事だと思うんですよ。

そういうことも踏まえて、これから関係機関と協議されるということなんで、その件に関しては十分に、慎重に検討頂いて金額の設定をして頂きたいという、これは意見を付しまして、私は質問を終わります。

●議長

以上で、森岡議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩と致したいと思います。

(昼休憩)

(1 2 時 0 1 分)

(5 . 3 番三浦議員の質問・答弁)

(1 3 時 3 0 分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

3 番三浦議員。

(3 番 登壇)

●3 番

保育所・小学校でのフッ化物洗口について、町長と教育長に質問します。

この件につきましては、町内の教育関係者から、小学校でフッ化物洗口が行われるようだが、薬の安全と衛生上の管理、フッ化物洗口を行わない子への教育的配慮など、心配だという情報が寄せられましたので、このことについて質問します。

この事業につきましては、平成 21 年に制定された「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」の第 11 条にそって展開されているところですが、この 11 条をめぐっては道議会でも意見が分かれ、なかなかまとまらなかったという経緯があったと聞いています。

第 11 条は、「幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な処置を講ずるものとする」としてはありますが、フッ化物洗口の効果とリスクについては、専門家の中でも意見が分かれており、なかでも学校などで集団的に実施することについては、昨年、日本弁護士連合会が厚生労働省、文部科学省、各地方自治体及び学校等の長に対し、中止を求める意見書を提出しています。

その観点は、いくつかありますが、まず、フッ素化合物の健康に与える影響について

です。

フッ素化合物に限らず、近年様々な化学物質が環境中に拡散し、水俣病などの健康被害を生み出したり、化学物質過敏症も増大しているが、科学的に毒物が証明された化学物質を個別に規定しても、微量・複合影響という現代型汚染に対処できず、毒性情報の集積を待つ間に健康被害が進む恐れがある。ということです。

したがって、因果関係が、科学的に解明されない場合であっても、被害を未然に防止する処置を講じるべきという予防原則の考え方が国際的な原則になりつつあり、とりわけ解毒作用の十分発達していない子どもの健康保護のために適用されることが求められる。これは1997年のG8環境大臣会合での「マイアミ宣言」などを根拠としています。

また、化学物質・医薬品について、専門機関・政府による安全性の評価は時代とともに変遷し、たとえある時点で安全と評価されても、後世になって危険性が明確になるという事態は生じているため、被害が現実化・深刻化する前に、予防的に処置する必要がある。フッ素利用でも、医薬品・化学物質であるフッ化ナトリウム等を処方する以上、予防的観点で対処する必要があるとしています。

以上を踏まえて、町長に質問します。

町はフッ化物洗口のリスクについてどうお考えでしょうか。また、奈井江町の子どもたちの虫歯の状況は、どうしてもフッ化物洗口を実施しなければならない状態なのか。また、他に打つ手はないと判断して、フッ化物洗口に踏み切ろうとしているのか、お尋ねします。

また、10月から、保育所と幼稚園でフッ化物洗口を実施しているという事ですが、その際の保護者等への説明、実施希望調査などがどのように行なわれたのか、また、現在、何名がフッ化物洗口を行い、何名がしていないのか、お尋ね致します。

次に、教育長に質問します。

小学校での実施にあたり、学校、保護者、児童に対し、どのように理解を得ようとしているのか、実施までのプロセスをお尋ねします。

また、試薬を薄める作業は誰が行うのか、薬品の管理責任者は誰になるのか、万が一、薬品の管理、希釈に関して事故が起こった時、責任は誰がとることになるのか、このことについて質問致します。

●議長

(13時36分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思います。

まずフッ化物洗口の効果とリスクの意識についてというご質問と、保育所での実施までの経緯と現状について、小学校での実施にあたり、学校、保護者、児童に対する説明、

実施までのプロセスについてということかと思いますが、まず、北海道が、道民の生涯を通じた歯、口腔の健康づくりを効果的に推進するため、平成21年に制定した「北海道歯・口腔の健康づくり8020（はちまるにいまる）推進条例」に基づき、北海道教育委員会、北海道歯科医師会、北海道歯科衛生士会とともに、フッ化物洗口を全道の各市町村に普及、拡大を進めております。

これを受けて、本町でも、将来を担う子供たちの健康づくり対策の一つと致しまして、歯の健康づくり事業を第5期まちづくり計画及び健康づくり計画に位置づけておりました、本年度より、保育所と幼稚園の年長児を対象に、フッ化物洗口事業を開始したところでございます。

フッ化物の効果とリスクの認識についてでございますが、フッ化物の効果としては、歯の質を強くする方法として、特にむし歯予防に大きな効果があり、うがいが上手にできるようになる4歳頃から最後の永久歯が生えそろう中学3年生まで継続することが理想的といわれています。

この年代に、フッ化物洗口を行うことにより、成人になっても丈夫な歯が保たれることが実証されております。

空知管内の状況としても、現在24市町のうち、既に18市町が実施しております。

今後、道内でも更に事業の広がりが予想され、安全性の面についても、問題がないというふうに思っているところでございます。

保育所での実施までの経緯と現状についてでございますが、本年度から、保育所、幼稚園の年長児を対象に、各施設の職員、保護者の皆さんの理解と協力によりまして、9月より事業を開始したところでございます。

開始にあたっては、北海道の歯科医師、歯科衛生士との連携によりまして、保育所、幼稚園において、職員、保護者を対象に致しまして、それぞれ事前説明会を開催し、進め方や事業の効果、安全面等について説明し、理解を頂き、現在、町内歯科医師の協力のもと、対象者31人中、希望者29人のお子さんを対象に、週5回のうがいを実施しており、問題なく進めているところであります。

小学校での実施予定にあたりまして、学校、保護者、児童に対する説明、実施までのプロセスについて、この事業につきましては、継続することにより効果が増すことが実証されております。

幼稚園、保育所の年長児のお子さんが、小学校に入学後も、継続して行うことが大変重要なことであり、25年度より、小学校まで拡大し実施したいと考えておりますが、実施に向けては、北海道、町内歯科医師の協力のもと、教育委員会と十分連携しながら、小学校の先生方、保護者の皆さんに、事前に説明会を開催し、十分、意見を伺いながら、理解を頂きたいと、そして進めて参りたいとこういうふうに考えているところでございます。

今、意見としてですね、健康を害する恐れもあるよという意見が伺ったところでございます。

なお、その辺をきちっと確認しながら、裏付けをはっきりしながら、皆さんに説明しながら今後進めて参るのを、進めて参りたいとこういうふうに考えております。

ご理解頂きたいと思います。
以上、答弁と致します。

●議長

(13時41分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

今ほど三浦議員から私に小学校での実施にあたり、学校、保護者、児童に対する説明をどういうふうなプロセスでやるのかというふうなご質問がありました。

平成25年4月からの実施に向けて、奈井江小学校及び江南小学校の教員に対する説明会につきましては、今月の25日に開催する予定となっております。

保護者に対しましては、学校の説明会が終了した来年の早い時期に、両小学校と日程調整した上で、説明会を開催したいと考えております。

なお、児童への説明につきましては、保護者からお話して頂きたいというふうに思っているところでございます。

以上の説明会を経て、平成25年4月からフッ化物洗口事業を実施したいと考えておりますが、ただ、児童が洗口を始める前に、洗口が上手にできるようになるまで、水道水で気長に練習を続けて、実施したいと考えております。

また、試薬の希釈、管理は誰かと、こういうことでございますが、近隣の実施する自治体の状況を参考に、また保健所の指導を踏まえてですね、今、検討中ということであります。

また、事故があった場合には責任者は誰かとこういうことでございますけれども、このことについては、町の事業ということでもありますから、奈井江町の責任になるということで、あってはならないことですが、そういう責任体制の中で実施をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(13時42分)

三浦議員。

●3番

只今の町長の回答の中で、子どもたちの歯を守る手立ての一つとして実施するということでした。

それで、ここに北海道教育委員会が作ったフッ化物洗口を正しく理解しようというパンフレットがあるんですけども、これを用いて、教職員の説明会を行うということでしたので、読ませてもらいましたけれども、学校におけるフッ化物洗口を積極的に推進するという北海道教育委員会が作ったパンフレットですから、害があるとか、害を心配し

ている人がいるっていうことは全く考えてない、そういう作りになっていると思うんですね。

それで、今後、教職員それから保護者への説明をするということでしたけれども、その時には害も含めて、これからそこを調べるということでしたので、害も含めて説明をして頂きたいというふうに思います。

奈井江町は、まちづくりの基本に情報の共有を掲げています。

更に、子どもの権利条例で、子どもの意思決定権を大切にしている観点からも、少数とはいえ、安全性に疑問を呈する意見や、報告例が存在することも含めて情報を提供すること、また本人および保護者に対して、それが任意であるということを徹底し、フッ素利用への消極論の存在を周知させて、真に自由な選択が可能となるよう、配慮すべきと思いますが、この点について町長、いかがでしょうか。

●議長 (13時45分)
町長。

●町長
説明会の時にですね、町の情報を共有すべきだと、したがって、正確な情報をきちっと説明すべきである、この点については基本的に私もその通りだと思います。

ただ、害があるということの中の根拠がどこにあるかということも含めて、いわゆる調査しながら、また検証しながら、これらの説明していきたいというふうに考えております。

ご理解頂きたいと思います。

●議長 (13時46分)
三浦議員。

●3番
小学校に関しては来年度統合ということが行われます。

それで落ち着くまでしばらくかかると思うんですけれども、例年以上に気を使うことが多くなる現場だと思います。

くれぐれも現場が混乱しないように、教職員の疑問や不安に丁寧に答えて頂いて、説明会実施して頂きたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に移ります。

小学校統合に関する保護者等への情報提供について、教育長に質問します。

お子さんが江南小学校に通っている保護者の方から、「3月に1回、統合についての説明会があったんだけど、その後、自分が働いているので、なかなか参観日にも行けず、情報が全く入ってこない。学校のお便りには少し書いてあるんだけど、私たちが知りたいと思うこととは違うんだ」という、そういう声を聴きました。

保護者の中では、統合された場合、学級編成、特に、江南小学校は今、人数少ないで

すから、統合されるとどうしても児童数が1学級当たり多くなるということを、非常に心配している保護者の方が多いんですけれども、どういう学級編成になるのか、それからもう1つですね、学校の先生について、江南小学校の先生が、何人かは、統合された学校に行くんだろうか、ということもすごく心配だという、そういうことをお聞きしました。

それで、例えば、人事に絡むことですので、なかなか先生には直接聞けないという遠慮があるということなんですね。

ですから、こういうことに関して、教育委員会として、どういう方向で進めようとしているのか、という辺りを出来る範囲で結構ですけれども、進めていくべきではないかなと思っていうふうに思っているわけです。

また、もう1点ですけれども、スクールバスの利用についてなんですけれども、南町の8区だと、結構ギリギリのところなんですよね。なんか距離的にいうと。

今までは、江南小学校に通っていて、もう目と鼻の先に通っていたものですから、遠くに歩いて通うということに対して、非常に、不安を持っている、お子さんよりは保護者の方が多い。

冬場、西1線の除雪の関係もありますし、それから、時々不審者の情報もあるということで、働いていると、不審者の情報が来ても、すぐ学校に迎えに行くわけにはいかないので、結局は気をつけて帰っておいでよということで終わってしまうので、例えば、冬期間だけでも低学年はスクールバスが利用できないものだろうか、というような要望も強いところですよ。

また南町8区の中学生は、学校に自転車通学しているんだけれども、小学生はだめなんだというふうに学校で言われたんだけれども、どうして、小学生はだめなんだろうかということも、学校に聞いたらどうですかと言ったんだけれども、聞くのも悪いかなと思って聞けませんということなんですよ。

そういうような保護者の要望は、このような不安や疑問について、十分に聴いてもらえて、そして納得いくように説明してもらいたいということなんだと思うんです。

この点について、今後、統合について、保護者に対する、情報提供や情報交換の手立てが、教育委員会としてとれないものかどうか、質問したいと思います。

●議長

(13時50分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

三浦議員の小学校統合に関する保護者への情報提供ということで、学級編成、そしてスクールバスの使用、そして、自転車通学等についての答弁ということでございますけれども、統合による来年の学年ごとの学級編成につきましては、現在、11月1日現在で申し上げますと、普通学級に通う予定の1年生が29名、2年生が40名、3年生が

35名、4年生が46名、5年生が42名、6年生が54名であります。

特別支援学級に通う1年生が2名、3年生が3名、5年生が1名、6年生が2名となっております。

普通学級と特別支援学級を合わせた全校児童数は254名となる予定であります。

学級数につきましては、4年生・5年生・6年生が児童数が41名を超えておりますので、それらの学年では2学級となります。

2年生は40名ですが、道の少人数学級実践研究事業として申請をしたいと。

そして、指定されれば2学級となります。

普通学級数はそういうことで全部で10学級と、指定されれば10学級になるということでございます。

特別支援の学級数につきましては、現在あります知的障害、それから情緒障害、そして肢体不自由に加えてですね、言語障害が1学級加わる予定になっております。4学級の予定となっております。

教職員の数につきましては、普通学級において校長、教頭を含めて12名、特別支援学級が4学級ですので5名、そして、指導方法工夫改善事業ということと併せて巡回指導教員活用事業ということで、先ほど言いました、少人数学級実践研究事業に関する3名を加えまして、定数が20名と、教諭の数が20名ということになる予定でございます。

これに養護教諭、栄養教諭、事務職員のそれぞれ1名加えまして、全体では23名ということになります。

また町の単独、この他に特別支援、支援員の配置を考えておりますから、これは道の定数とは別になります。

そういうことで今、道の部分の教諭と、養護教諭、栄養教諭、事務職員を含めると23名体制になる予定で進めております。

教職員の体制につきましては、児童の不安感を和らげる観点から、江南小学校の先生も引き続き、統合後の学校に勤務して頂けるように、北海道教育委員会と協議をさせて頂きたいというふうに思っている所でございます。

全員が残るということはちょっと難しいんで、そういう形で、とり行っていきたいと。

現在今31名、両学校にですね、栄養教諭も全部入れてですね、31名おりますから、全員を残すということとはちょっと難しいんですが、そういう形で取り進めて参りたいというふうに考えております。

2点目のスクールバスの乗車基準につきましては、学校までの通学距離が2kmを超えている場合となっております。

また、自転車通学の基準は、学校までの通学距離が1.5kmを超えている場合というふうになっているところでございます。

このことにつきましては、統合に関する説明会、議員ご指摘の通りですね、その折にも説明をさせて頂いておりますが、今後、通学方法の変わる児童や保護者の不安を解消するために、江南小学校と協議をした上で、明年の早い時期に説明会を開催してですね、不安を取り除くような形で説明をして参りたいというふう思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁と致します。

- 議長 (13時55分)
三浦議員。

- 3番
今、ご答弁頂きましたけれども、私も、学校で働いていたので、学校側としてはすごく敷居低くしているつもりでいたんですけれども、いざ辞めてみると、学校の敷居はなかなか高いところだということが身にしみて感じています。
ですから、保護者の方もすごく遠慮していると思うんですね。
ですから、どんどん分かる情報、流してもいい情報については積極的に保護者の方へ流して頂きたいと思います。
以上で、質問を終わります。

- 議長 (13時56分)
以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(6. 7番笹木議員の質問・答弁) (15時57分)

- 議長
続きまして、7番笹木議員。

(7番 登壇)

- 7番
7番笹木利津子です。
第4回定例会、最後の質問に立たせて頂きますが、先の通告に従い、町長に大綱1点質問をさせていただきます。
この度の「社会保障と税の一体改革」の重要なポイントになっている、子ども子育て関連3法です。
そして、この3法の趣旨は言うまでもなく、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する事であり、その主なポイントは、1つ目に、認定子ども園制度の充実。2つ目に、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付及び小規模保育など地域型・保育給付の創設。3つ目に、地域の子ども・子育て支援の充実の3点です。
更に大きな課題になっている保育士の待遇・改善も進められ、こうした施策を後押しするための財政支援制度も、新たに創設されます。
様々な角度から実施される子育て支援策の主体は市町村です。

以前にもまして、自治体の主体性が問われることとなります。

この新制度が、本格的に動き出すのは、早ければ平成27年ですが、消費税率8%引き上げにあたる平成26年度からの本格施行までの1年間、保育の需要に対応するため、新制度の一部を先取りした保育・緊急確保事業が行なわれる事になっており、奈井江町においても国の動向を見極めつつ、できる限り円滑かつ速やかに、新制度を導入できるよう、万全の準備をして行くべきであると考えます。

そこで3点について質問させていただきます。

まず1点目には、子ども・子育て会議の設置についてであります。

国においては、25年4月に、会議が設置されます。

構成メンバーとして、有識者、地方公共団体、事業主・労働者の代表、子育て当事者、子育て支援・当事者などが想定され、子育て支援の政策決定過程から、子育て家庭のニーズが、しっかりと反映できるような仕組みになっております。

この子育て家庭のニーズを把握して、施策を行なう仕組みは、国のみならず地方においては極めて重要です。

奈井江町においても、より一層「子育て家庭の声」が反映できるよう、来年度から、子育て当事者などをメンバーとする、合議制機関を設置することが必要と考えますが、いかがでしょうか、お伺い致します。

2点目に、事業計画の検討についてお伺い致します。

今回の子ども・子育て支援法の制定により、全ての自治体が事業の計画を策定しなければならないことになっております。

事業計画の期間は5年です。

この事業計画策定にあたっては、国の基本指針に基づき、子育て家庭の状況及び、ニーズをしっかりと調査し、把握することが求められております。

的を外した計画であっては、予算を効果的に活用することはできません。

計画立案には、現場の意見を反映できる事業計画を、切望しております。

平成27年度からの本格施行に向け、事業計画を26年度半ばまでに策定するためには、25年度予算において、調査のための経費を計上する必要があると考えますが、いかがでしょうか、お伺い致します。

3点目に、奈井江町における実施体制についてお伺い致します。

新制度への移行にあたり、事業計画や条例の策定など、関係部局の連携のもとで、かなりの準備が必要になります。

新たな制度への円滑な移行を目指し、奈井江町においても速やかに準備組織を立ち上げて対応すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

新たな制度への移行に向け、利用者の中には、「具体的にどの様な制度になるのか」「保育料はどうなるのか」など、不安もあろうかと思えます。

利用者に対して、新たな制度についての情報を丁寧に提供するとともに、地域の「子育て支援拠点」など、身近な場所で気軽な相談にも応じられる体制を整えていくことが必要だと思えます。

奈井江町においても来年度から実施すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

か。

以上、子ども・子育て支援について、3点、町長にお伺い致します。

●議長
町長。

(14時02分)

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問にお答え申し上げたいと思いますが、質問の基本的な内容については、子ども子育て支援についてと、その具体的内容につきましては、1つは子ども子育て会議の設置について、2つ目としては事業計画の検討について、3つ目としては実施体制についてということで理解しておりますが、国では、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現を、最優先項目の1つとして位置づけ、「子ども・子育て新システム」について、具体的な制度設計の検討を重ねてきたところであります。

これに基づく、子ども・子育て関連する3法案が、社会保障と税の一体改革を財源として、新しい認定こども園制度や子育て支援の充実を柱と致しまして、本年8月に法律の整備が行われたところであります。

平成27年度に本格的に実施される見込みとなっております。

これらの実施にあたっては、市町村が策定する、新たな計画として「子ども・子育て支援事業計画」を元に事業を実施することになります。

1つ目として、子ども・子育て会議の設置についてであります。新たな計画を策定するにあたりまして、子育て家庭の考え方、ニーズを的確に捉えながら、現場の意見として計画に反映させることは、とても重要なことだと思います。

また、様々な場面での意見交換、ニーズ調査や、議員ご質問のように、子育て当事者など幅広く意見を聞く場が必要と考えております。

奈井江町では、まちづくり自治基本条例におきまして、情報共有、町民参加、協働などをうたい、子育て、高齢者施策など、町民の様々な意向を町政に反映させるために、「まちづくり町民委員会設置条例」を定めております。

子育て当事者を委員に含め、子育て全般にわたる論議を進め、子育て複合施設の建設に取り組むなど、先駆けて実践して参ったのはご案内の通りでございます。

町と致しましては、まちづくり自治基本条例の下に、まちづくり町民委員会設置条例、子どもの権利に関する条例との整合を図りつつ、地方版の子ども・子育て会議のあり方について論議して参りたいと考えているところでございます。

2つ目として、事業計画の検討についてであります。計画については、平成26年度までに策定が求められております。

しかし、現在、具体的な計画の策定内容について、国からの指針が示されていないのが状況でございます。

国の指針を確認しながら、ニーズ調査、国の言う「子ども・子育て会議」設置など、

平成25年度から取り組みが進められるよう必要な準備を講じて参りたいと考えております。

3つ目と致しまして、実施体制についてでございますが、今回の子ども・子育て支援については、家庭の状況に応じた、子ども・子育て支援の提供を目指しながら、子どものための教育・保育給付、新たな認定こども園、子育て支援事業、制度を管理するためのシステム導入など、様々な事業が盛り込まれておりまして、本町ではこの4月に子育て支援係を新設しております。

教育委員会、保育所を始めと致しまして、関連担当との連携を図り、対応して参りたいと考えております。

保護者からの相談や情報提供などの利用者支援については、新たな認定こども園、子育て支援センターを中心に致しまして、何が求められているのか、ニーズを捉えながら、子ども・子育て会議などの意見を聞きながら、地域の子育て支援策について検討をして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(14時06分)

笹木議員。

●7番

今ほど、町長から子ども子育て支援についてご答弁頂きましたけれども、再質問としてちょっとお伺い致したいと思っております。

従来の子育て関係の合議制の機関の中に、メンバー構成ですけれども、子育て従事者が入っているということは大変これ全国的にもなかなか稀で、なかなか子育て施策に反映されていないということが、明らかになったようです。

実際には、本当に子育て当事者が、そういうメンバーの合議制のメンバーの中に参加をされて、その方たちから意見を伺う中で、また本当に子育てに大事な部分が見つかり、良いものが出来ていくのかなと、そんなふうに思います。

今ほど町長、前向きな答弁を頂いたんですけれども、この大事な一番大事な子育て当事者の参加が、なぜなされてこなかったのか。

今後、参加が実施されていくと今ほど、そのようには受け止めたんですけれども、もう一度この点についていかがでしょうか。

それと、もう1点。

奈井江町の実施体制であります。

今回の地域子ども子育て支援事業の一つとして、利用者支援が法定化されました。

新制度が動き出せば、情報提供を行う利用者支援に対して、国からの一定補助が出ます。

ただですね、この補助も国、道、町と3分の1というような形になるかと思うんですが、ただですね、ただし、それまでの間は地方自治体の単独事業として立ち上げてい

けなければいけないわけなんですけれども、これらの点についても町長どのようにお考えでしょうか。

以上、再質問です。

●議長

(14時08分)

町長。

●町長

まず1点目でございますが、ご承知の通り、合議制の中に当事者といいますか、いわゆる子育て中の当事者の参加がないじゃないかということでございますが、奈井江町の場合は、町民委員会で、分科会でこのことを既にもう論議をして、当事者も加わっているということをご承知おき願いたいと思う所でございます。

今一つは、いわゆる国が3分の1、道が3分の1、市町村が3分の1ということで、これらについての今後の取り組み、ただ最初は市町村単独だよと、こういうことでございますから、これはもう私も承知致しております。

これらについても、やはり単独であろうと何だろうと前向きに取り組まなければいけないと、こういうふうに考えております。

ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

(14時10分)

笹木議員。

●7番

今回の子育て関連3法は先ほども申しあげましたように、子育て支援に対して奈井江町として本当に主体性が問われる大事な施策だと思っておりますので、どうか前向きな方向性で進んで頂きたく、質問を終わらせて頂きます。

以上です。

●議長

以上で、町政一般質問を終わります。

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(14時10分)

●議長

日程第6、報告第1号「奈井江町土地開発公社決算及び清算結了報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会のご出席、お疲れさまであります。

議案書の1頁をお開き下さい。

報告第1号「奈井江町土地開発公社決算及び清算終了報告について」

奈井江町土地開発公社決算及び清算終了報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告する。

平成24年12月5日提出、奈井江町長。

奈井江町土地開発公社につきましては、平成24年6月定例議会にて解散の議決を得た後、6月28日、北海道より解散許可を受け、同日、私、三本が清算人に就任し、清算手続きを進めて参りました。

官報に解散公告を掲載し、債権申出の催告を行いました。申し出もなく、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び奈井江町土地開発公社第23条第2項の規定により、現金1,574万7,216円、土地4,700万3,817円、合計6,275万1,033円の残余財産を、平成24年10月25日に奈井江町へ引き継ぎ、同日、清算終了したことをご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、別冊でお配りをしております平成24年度事業報告書及び清算事務報告書をご覧頂きたいと思っております。

以上、平成24年度奈井江町土地開発公社決算及び清算終了について、報告させて頂きました。

ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

日程第7 議案第9号の撤回

(14時14分)

●議長

12月5日、奈井江町長から提出されました「公の施設に係る指定管理者の指定につ

いて（地域交流センター）」について、撤回したいとの申し出があります。

「公の施設に係る指定管理者の指定について（地域交流センター）撤回の件」を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

「公の施設に係る指定管理者の指定について（地域交流センター）撤回の件」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定致しました。

追加日程第1 上程・説明・採決

●議長

追加日程第1、「公の施設に係る指定管理者の指定について（地域交流センター）撤回の件」を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案第9号の「公の施設に係る指定管理者の指定について（地域交流センター）」について、本定例会において議決決定頂きたく、上程をさせて頂きましたけれども、指定に関する金額、並びに協定内容について、更に指定管理者と協議すべきとの判断に立ち、今回、本案件について撤回しようとするものでありますので、よろしくご理解の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おはかりします。

只今、議題となっています「公の施設に係る指定管理者の指定について（地域交流センター）撤回の件」を許可することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

「公の施設に係る指定管理者の指定について(地域交流センター)撤回の件」を許可することに決定致しました。

日程第8 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時15分)

●議長

日程第8、議案第1号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

2頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記と致しまして、専決事項は、平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)。

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,850万9千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

専決処分の年月日は、平成24年11月20日であります。

以上、平成24年12月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入についてであります。14款国庫支出金520万8千円を追加し2億6,980万4千円、歳入合計520万8千円を追加し51億4,850万9千円。

歳出、2款総務費520万8千円を追加し3億1,705万9千円、歳出合計520万8千円を追加し51億4,850万9千円。

今回の補正につきましては、12月4日公示の衆議院議員選挙の費用にかかる専決処分であります。

歳出から説明致します。

7頁をお開き下さい。

総務費の選挙費、衆議院議員選挙費では選挙に施行に要する報酬、職員手当等、事務

経費として520万8千円の追加計上致しております。

次に歳入についてご説明致します。

5頁をお開き下さい。

国庫支出金の国庫委託金総務費委託金では選挙に係る費用520万8千円を全額について国からの委託金として追加計上したところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時20分)

●議長

日程第9、議案第2号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

12頁をお開き下さい。

議案第2号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)」であります。最初に議案の訂正をお願いを申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正並びに関連を致します15頁の第2表、債務負担行為補正の表、この2つについて、削除訂正をさせて頂きたく、ご了承頂きたいと思っております。

よろしくお願いを致します。

それでは予算の説明をさせて頂きます。

「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)」

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,547万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,398万3千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成24年12月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金49万円を追加し2億7,029万4千円、15款道支出金350万2千円を追加し2億7,468万3千円、17款寄付金127万円を追加し369万6千円、18款繰入金1,100万6千円を追加し1億3,259万6千円、20款諸収入79万4千円を減額し1億823万円、歳入合計1,547万4千円を追加し51億6,398万3千円。

次の頁をお開き下さい。

歳出、2款総務費276万8千円を追加し3億1,982万7千円、3款民生費39万3千円を追加し7億7,705万1千円、4款衛生費49万4千円を追加し6億6,003万3千円、6款農林水産業費142万3千円を追加し2億2,064万円、8款土木費509万1千円を追加し5億5,357万6千円、10款教育費117万3千円を追加し3億6,597万8千円、12款職員費413万2千円を追加し6億8,528万円、歳出合計1,547万4千円を追加し51億6,398万3千円。

一般会計補正予算(第8号)の概要について説明を申し上げます。

歳出から説明を致しますので、19頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、管財事務に要する経費として、事業費支弁の精査を行い消耗品費、コピーカウンター料金など合わせて92万9千円を追加計上。

財産管理費では、庁舎の維持管理に要する経費として、庁舎管理消耗品費で9万円、ボイラー用自動軟水装置修繕で38万9千円、合わせまして47万9千円を追加計上致しております。

地域振興基金では、ご寄付による積立金127万円の追加であります。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍・住民登録事務に要する経費として、事業費支弁の精査に伴いコピーカウンター料金で9万円を追加計上致しております。

民生費、社会福祉費の国民年金費では、国民年金適用関係届出書電子媒体化負担金として27万3千円の追加計上。

高齢者対策費では、介護保険関連サービス事業に要する経費として、人事異動等による人件費の精査で、給料・職員手当・共済費・退職手当組合負担金など合わせて28万5千円を減額計上。

21頁をお開き下さい。

地域包括支援センター運営に要する経費では、同じく人件費の精査で合わせて3万円を減額計上。

児童福祉費の児童福祉総務費では、障がい児通所支援に要する経費として、児童発達支援・放課後等デイサービス事業ほかの見込み精査で43万5千円の追加計上であります。

衛生費、保健衛生費の予防費では、その他予防事務に要する経費として、3種混合予防接種委託料、4種混合予防接種委託料の見込み精査で合わせて44万2千円を追加計上。

23頁の清掃費のし尿処理費では、石狩川流域下水道中部地区協議会負担金として5万2千円を追加計上。

農林水産業費、農業費の農業委員会費では、農業者年金事務に要する経費として、事務用消耗品費4万円の追加計上。

農地費では、石狩川下流左岸事業に要する経費、茶志内排水機場屋根改修工事負担金で156万5千円を追加計上。

道営換地計画委託業務に要する経費では、人事異動等による人件費の精査で、合わせて85万7千円を減額計上。

林業費の林業振興費では、林業振興に要する経費として、北海道造林協会負担金で1万5千円、奈井江町造林事業奨励補助金で66万円、合わせまして67万5千円を追加計上致しております。

25頁、土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、除排雪に要する経費として、道道奈井江浦臼線外4路線の除雪業務委託料で294万円を追加計上。

河川費の水防費では、防災に要する経費として、高島地区農地水防倉庫修繕負担金9万5千円を追加計上致しております。

次に、都市計画費の下水道費では、下水道事業会計における繰出金の見込み精査で55万6千円の追加計上。

住宅費の住宅管理費では、公営住宅等の維持管理に要する経費として、住宅修繕料150万円を追加計上しております。

教育費、小学校費の学校管理費では、その他小学校の管理に要する経費として、特別支援教育支援員社会保険料で1万7千円の追加計上。

小学校の統合に要する経費では、統合に係る引越し費用で30万円、新設奈井江小学校の優勝旗・応援旗・児童会旗、それぞれの購入で28万6千円、奈井江小学校閉校記

念式典補助金で30万円、合わせて88万6千円の追加計上であります。

27頁の社会教育費、文化ホール費では、文化ホールの管理運営に要する経費として、楽器庫用電気パネルヒーター更新で7万3千円を追加計上。

保健体育費の学校給食費では、学校給食に要する経費として、給食搬送車修理代19万7千円を追加計上致しております。

職員費の職員給与費では、人事異動等による人件費の精査により、一般職給料で27万5千3百円を追加計上。

職員手当等では14万3千4百円を追加計上致しております。

特別職・一般職の共済組合負担金で25万3千9百円を減額計上、退職手当組合負担金で24万8千4百円を追加計上、合わせまして41万3千2百円の追加計上であります。

次に、歳入について説明を致します。

17頁にお戻り下さい。

国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金では、児童福祉サービス費国庫負担金で21万7千円の追加計上。

国庫委託金の民生費委託金では、基礎年金等事務費委託金で27万3千円を追加計上。

道支出金、道負担金の民生費道負担金では、児童福祉サービス費道負担金で10万9千円を追加計上しております。

道補助金の農林水産業費道補助金では、未来につなぐ森づくり推進事業補助金45万3千円の追加計上。

道委託金の土木費委託金では、道道奈井江浦臼線外4路線の除雪業務委託金で294万円を追加計上致しております。

寄附金では、尾崎圭子様、林ユキ様、奈井江町商工会料飲部会様、また匿名の方3名のご寄附により127万円を追加計上致しました。

諸収入、受託事業収入の農業費受託事業収入では、道営換地計画受託事業収入85万7千円を減額計上致しております。

雑入では、事業関連雑収入として、空知結核対策委員会精算金2万3千円を追加計上し、農業者年金事務委託料で4万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差1,100万6千円につきましては、同じく17頁の歳入予算における財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

森岡議員。

●5番

1点だけ質問させていただきます。

歳出における24頁の農地費の部分で、石狩川下流左岸事業に要する経費156万5千円、先ほど、茶志内の排水機場屋根改修ということでありましたけど、この負担部分のもう少し詳細にご説明頂けますでしょうか。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

森岡議員のご質問にお答えをして参りたいと思いますが、この改修工事の負担金ということでございますが、茶志内排水機場の屋根が今年の大雪で、屋根のいっぺん、庇の部分が崩れ落ちるといような、破損するということになりました。

そこで春以降、美唄市の方から報告があって、この対応について協議がございました。

それで、総経費的には約1,200万ほど掛ると。

これは、建物の性質上直ちに修繕に入らなければいけないという申し出がございました。

これを基本的に認めてきたわけでございますが、合わせて、美唄市の方で、この修繕に対する土地改良事業関係で、道の地域づくり総合交付金を申請をして参りたいということで、これも合わせて道との協議をずっと続けて参りました。

それで、工事に関する準備を進めまして、工事自体は8月3日から10月30日ということで、完了をした所でございますが、道の補助金が11月7日に400万円の交付の決定があったということで、報告がございまして、その残り870万5千円を従来のこの施設の負担按分によりまして、17.97%、156万4,288円を当町の負担として今回追加補正をさせて頂いたところでございます。

ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

森岡議員。

●5番

分かりました。

基本的にこの雪害に対しての保険的なものはなかったということによろしいんですか。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

保険の対応はございませんが、合わせて、この負担に関しては雪害ということで、特別交付税の方に要望して参りたいと、両市町の同じ取り扱いでそうして参る所存でござ

います。

●議長

他にございませんか。
笹木議員。

●7番

私からはちょっと2点伺いたいと思います。
まずですね、衛生費、予防事務に要する経費の中の委託料ですね。
先ほど、3種混合ワクチン、4種混合ワクチンという説明がありましたけれども、対象人数も含めて、ここをちょっと説明をお願いしたいと思います。
それと、もう1点、26頁になりますが、公営住宅の維持管理に要する経費150万ですか、この修繕料が場所的にどこなのか、戸数も含めてちょっと説明を願いたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

笹木議員のご質問の第1点目の衛生費の関係でございます。
予防費で今回44万2千円追加計上させて頂いておりますが、この委託料につきましては、国の方で、実はご承知の通り、生ポリオワクチンから、不活化ポリオワクチンへの変更ということで、今回11月1日からですね、従来のジフテリア、百日咳、破傷風の3種混合に、このポリオワクチンを含めた4種混合ワクチンの接種ということで、スタートを全国的に始めたところでございます。
この関係で、この4種混合ワクチンの接種対象者と致しましては、ポリオの場合は生後3カ月から1歳までに3回、それとその後1年間の間で1回ということで計4回接種をするわけでございますけれども、そのような中で、いわゆる11月からということになりますと、9月に生まれたお子さん以降に生まれたお子さん、またこれから生まれる見込みのお子さん等々を含めまして、対象者を22人と見込んでございます。
それで今年度中に接種する回数一人3回でございますので、延べ66回を見込んでいるところでございます。
その部分の費用と、あと冒頭申し上げました3種混合ワクチンが、4種混合に含まれるということになりました関係から、現在、現行組んでおりました3種混合ワクチンの分の委託料を相殺しまして44万2千円ということで予算計上させて頂いたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今の笹木議員からのご質問でございますが、公営住宅の今回150万円追加ということでございます。

現在、当初予算では、入居されている機能修繕としまして予算を計上してございますが、現在の所133件で殆ど9割方、予算を執行してございます。

今後3月までの期間で、予算が不足されるという見込みから、今回150万円を追加するものでございます。

それと、今回の南町の南団地、北町団地が建設してから約40年近く経つものですから、経過も修繕費の約6割が今の南団地、北町団地、主に床落ちだとか、建具の調整が主なものでございます。

この修繕につきましては、来年、住宅マスタープラン、公営住宅の長寿命化計画策定に伴いまして、修繕計画も盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

笹木議員。

●7番

今の公営住宅の修繕の方です。

今、答弁頂きまして、内容はちょっと分かったんですけども、これ難しいことなんじゃないかな、例えばですね、修繕をするということに対しての判断というのはどこら辺の基準なんじゃないかな。

例えば、住まわれている方から申請というか、申し出があって、そこを修繕するのかわという方法なのか、例えばですね、今、床落ちという話もありましたけれども、完全にドンと落ちてしまった状態で直すよりは、出来れば点検をしてですね、修繕を早めにする方がコスト的にも低いのかなという、ちょっと気持ちもあるんです。

これ大変戸数も多いですから、難しいのかも分からないんですけども、この辺、どのようにお考えなのか伺います。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今のご質問でございますが、修繕には、機能修繕、入居されている方々の修繕と空き家退去修繕という2つございます。

本来ですと、入居者が撤退される時には一応職員も立会して、その修繕を確認をし、次の入居者のために空家の修繕を行ってございます。

今回の部分につきましては、あくまでも入居者さんから修繕ということで、希望がご

ざいまして、職員と業者も連れて行きまして、家の中を見せて頂きまして、床でしたら、床をめくってですね、その確認をした中で、職員の方で、これは今、早急な対応なのか、それともまた来年の以降にもつのかということで、入居者さんと一応ご相談をさせて頂いて、修繕を行って参っているところでございます。

以上です。

●議長

よろしいですか。

笹木議員。

●7番

ちょっとこの質問とはちょっと違ってくるのかと思うのですが、今、町内でですね、修繕全く不可能で、直せられないんだというような空家というんでしょうか、その戸数って分かりますか。

ここはちょっと手をつけられないよという、空いている所はあるんでしょうか。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

申し訳ございません。

手元に資料がないものですから、後ほど提出させて頂きたいと思います。

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで2時50分まで暫時休憩と致します。

(休憩)

答弁保留（議案第2号）

●議長

会議を再開致します。

まちなみ課長より先ほどの説明において、追加説明の申し出がありますので、これを許します。

まちなみ課長。

●まちなみ課長

笹木議員からのご質問でありましたが、公営住宅の入居の部分でございます。

全く今入れないという状況の部分につきましては、東町1区にございます東団地で12件、これについては入居募集はしてございません。

それと、入居はできるのですが、100万以上の大規模改修になるという公住が北町団地5件、南団地が3件、東町7区の宮村団地が3件、これにつきましては大規模改修が必要となり、今入居は募集していないと。

今の段階では桜ヶ丘団地のシルバーの部分でしか、入居待ちがございません。

それ以外の公住については、入居待ちはないという状況でございます。

以上です。

日程第10 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時52分)

●議長

日程第10、議案第3号「平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書32頁をお開き下さい。

議案第3号「平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」

平成24年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,624万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成24年12月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金55万6千円を追加し2億5,711万6千円、歳入合計55万6千円を追加し5億5,624万円。

歳出、1款下水道費55万6千円を追加し7,706万5千円、歳出合計55万6千円を追加し5億5,624万円。

今回の補正につきましては人事異動等による人件費の精査であります。

37頁の歳出の下水道費、下水道整備費の下水道建設費では、人件費の費用精査により27万1千円を追加計上。

下水道維持費でも、同じく人件費の費用精査を行い28万5千円を追加計上致しております。

以上における歳出の補正額55万6千円につきましては、歳入予算35頁の一般会計からの繰入金を同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 4 時 5 5 分)

●議長

日程第 1 1、議案第 4 号「平成 2 4 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 4 2 頁をお開き下さい。

議案第 4 号「平成 2 4 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）」

総則、第 1 条、平成 2 4 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第 2 条、平成 2 4 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

建設改良事業、ストレッチャー対応リフト型特殊浴槽他で 3 2 2 万 7 千円を追加し 8, 8 1 7 万 3 千円。

収益的収入及び支出の補正、第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第 1 款、病院事業費用 7 8 8 万 2 千円を減額し 1 1 億 8, 4 9 7 万円。

資本的収入及び支出の補正第 4 条、予算第 4 条中、不足する額 4, 7 1 7 万 5 千円を、不足する額 4, 7 2 0 万 2 千円に、過年度分損益勘定留保資金 4, 7 1 7 万 5 千円を過年度分損益勘定留保資金 4, 7 2 0 万 2 千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款、資本的収入 3 2 0 万円を追加し 1 億 2, 7 6 3 万 6 千円。

支出、第 1 款、資本的支出 3 2 2 万 7 千円を追加し 1 億 7, 4 8 3 万 8 千円。

次の頁をお開き下さい。

企業債の補正、第 5 条、予算第 5 条に定めた限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で申し上げますが、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

医療機器整備事業の病院事業債では160万円を追加し1,740万円。

医療機器整備事業の過疎債では160万円を追加し1,740万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第6条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費910万7千円を減額し5億7,700万9千円。

平成24年12月5日提出、奈井江町長。

病院事業会計補正予算（第4号）の概要について申し上げます。

収益的支出から説明致しますので45頁をお開き下さい。

病院事業費用の医業費用、給与費では、人事異動等による人件費の費用精査を行い合わせて910万7千円の減額計上。

経費では、退職手当組合負担金で110万6千円の追加計上したほか、医療費の患者一部負担金のクレジットカード決済導入による修繕費、通信運搬費など追加計上により、合わせまして122万5千円を追加計上致しております。

次に、資本的収支について説明致します。

46頁をお開き下さい。

資本的支出の建設改良費、資産購入費では、上部消化管汎用ビデオスコープ（胃カメラ）、これと給食厨房機器（包丁まな板殺菌庫）の購入費で322万7千円を追加計上致しております。

資本的収入の企業債では、先ほどの物品購入に伴う特別地方債160万円、過疎債160万円をそれぞれ追加計上致しております。

以上の結果、単年度の実質収支では3,886万4千円の赤字を見込んでおりますが、繰越実質収支では3億3,685万4千円の黒字を見込んだところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

森議員。

●6番

企業費の明細書の中でちょっと確認させていただきます。

一般職が、補正前より補正後1人増えているんですけども、総体の給与費は減額になっているんですけども、これ、かなり内部の中で異動があったのか、またはそれ相当の人が辞めたのか、その辺確認したいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

森議員のご質問でございます。

人件費の関係でございますが、この中の47頁で職員数が1名に増えておりますのは、この1が介護職の1名の増でございます。

その上でこの給与費が今回減額補正となっておりますが、看護師の中で、実は人事異動の他に、退職者また採用者ということで、今回この補正の中に精査をさせて頂いております。

看護師が年度途中で退職者4名出ました。

それに対して、正規採用者が3名ということで実質看護師総体では1名の減というふうになっておりますが、先ほど申し上げましたように、介護職をその1名増という部分も含め、トータルで2名、正規職に採用したという状況の中で精査をし、このような結果になったということでございまして、減額の大きな要因としてはやはり退職者の給与の減額が大きいものというふうに思っております。

よろしくお願い致します。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第12、議案第5号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書48頁をお開き下さい。

議案第5号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」

総則、第1条、平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、介護老健事業費用29万3千円を追加し2億3,576万1千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費3万2千円を減額し1億1,408万8千円。

平成24年12月5日提出、奈井江町長。

今回の補正につきましても、人事異動等による人件費の精査であります。

50頁の収益的支出でご説明を申し上げます。

介護老健事業費用、営業費用給与費では3万2千円を減額計上。

経費では32万5千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支で686万2千円の赤字となりますが、繰越実質収支では7,723万3千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(15時05分)

●議長

日程第13、議案第6号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書52頁をお開き下さい。

議案第6号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」

総則、第1条、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)

は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、介護老福事業費用114万3千円を減額し3億4,391万8千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費176万4千円を減額し1億4,263万9千円。

平成24年12月5日提出、奈井江町長。

この補正の内容につきましても、同様でございますが、54頁の収益的支出でご説明を申し上げます。

介護老福事業費用の事業費用で、人事異動等による人件費の費用精査により、給与費で176万4千円を減額計上。

経費では、老朽化による洗濯機購入及び人事異動等による退職手当組合負担金の精査を行い、合わせて62万1千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では503万5千円の赤字となりますが、繰越実質収支では8,307万5千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、請願第1号の上程・付託

(15時06分)

●議長

日程第14、請願第1号「「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める請願書」を議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(請願第1号) 朗読

●議長

紹介議員の補足説明があれば発言を許します。

3番三浦議員。

●3番

「家族を介護負担から解放する」とするうたい文句として介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が減額され、使いづらい制度となっています。

本年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。

また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、離職率も高いのが現状です。働き続けられる賃金への改善が急務です。

医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、「病院から在宅へ」の流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としてはあまりに脆弱な体制です。

利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

以上の趣旨から安心できる介護制度の実現を、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第1号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託をしたいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、12月6日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号については12月6日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

12月6日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため12月6日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれにて散会と致します。

なお、12月7日は10時00分より会議を再開致します。

大変ご苦労さまでした。

(15時09分)

平成24年第4回奈井江町議会定例会

平成24年12月7日（金曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第7号 奈井江町暴力団排除条例
- 第 3 議案第8号 奈井江町防災会議条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第10号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について
- 第 5 請願第1号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める請願書
- 第 6 意見案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
- 第 7 意見案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 第 8 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 9 調査第2号 所管事務調査の付託について

○出席議員（9名）

1番	遠藤共子	2番	石川正人
3番	三浦きみ子	4番	大矢雅史
5番	森岡新二	7番	笹木利律子
8番	森山務	9番	鈴木一男
10番	堀松雄		

○欠席議員（1人）6番 森 繁 雄

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北	良	治
副	町	長	三	本
教	育	長	村	上
会	計	管	理	者
ま	ち	づ	く	り
く	ら	し	と	財
ふ	る	さ	と	振
お	も	い	や	り
ま	ち	な	み	課
				長
			大	津
				一
				由

健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	鈴木隆
ふるさと振興課長補佐	秋葉秀祐
教育委員長	山中敦子
農業委員会会長	桑島雅憲
代表監査委員	中野浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議会議務局長	萬博文
庶務係長	栗山ひろみ

(9時59分)

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会最終日となりますが、悪天候の中、ご出席大変ご苦労さまです。

それでは、只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、7番笹木議員、8番森山議員を指名します。

日程第2 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第2、議案第7号「奈井江町暴力団排除条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

56頁をお開き下さい。

議案第7号「奈井江町暴力団排除条例」

平成24年12月5日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、暴力団の排除に関し、必要な事項を定めることによって、町民の安全で安心な生活の確保、地域経済の健全な発展並びに青少年の健全な育成に寄与するために制定しようとするものでありますので、また、来年の4月1日から施行しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

定例会出席大変お疲れさまです。

私の方から補足で説明をさせていただきます。

本条例につきましては、昨年、北海道において定めた「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」を受け、奈井江町においても、町民の安全で、安心な生活の確保の観点から、制定を行うものでございます。

なお、条例案の策定にあたりましては、砂川警察署および警察官内の砂川市、上砂川町、浦臼町1市2町との協議を行って策定をし、加えて奈井江町を含めた4市町におきまして、足並みを揃え、12月に行われます各市町の定例議会において上程をさせて頂くものでございます。

それでは、条文の内容につきまして、説明をさせていただきますので、議案書56頁の、第1条をご覧下さい。

第1条では、本条例の目的について、「暴力団排除に関する基本理念と、基本施策を定めることにより、町民の安全で、安心な生活の確保、地域経済の健全な発展および青少年の健全な育成に寄与すること」と定めてございます。

第2条では、本条例で使用する用語の定義を規定するとともに、第3条におきましては、町や町民等、また関係機関が連携し、奈井江町から暴力団の排除を推進する旨の、基本理念について規定をさせていただきます。

第4条と第5条では、町と町民等の責務について規定をさせていただきます。

町や町民等においては、関係機関等と連携をし、暴力団の排除に取り組むとともに、

北海道警察等、関係機関への情報提供を行う、としております。

第6条では、町が発注する公共工事等において、暴力団の参加制限を行うとともに、契約の相手方に対しましても、暴力団から不当介入を受けた時は、町と道警への報告を義務付け、第7条では、暴力団の活動に公の施設を利用させないことについて規定をしてございます。

第8条では、町民等が暴力団の排除のために活動を自主的に行うとともに、情報提供など、町が町民等に対して支援を行うとともに、町民等が安心して活動ができるよう、「道警との連携を密にし、安全を確保する」としております。

第9条では、青少年が暴力団へ加入しないよう、また暴力団犯罪からの被害を防ぐよう、地域、職域等での指導や助言に努めるとしております。

第10条では、改めて町は、町民等が理解を深めるため、必要な啓発活動を行うものと定めております。

第11条では、債権の回収等において、町民等が暴力団の威力を利用することを禁止するとともに、第12条においては、暴力団員への利益の供与を禁止しております。

以上が暴力団排除条例の概要でございますが、町が発注する工事の契約書等につきましては、すでに暴力団排除に関する条項を設けるなど、一部、取り組み済みのものもございますが、今回、改めて条例制定を行いまして、町の姿勢を明確にするとともに、4月の施行にむけ、暴力団排除について取り組んで参りたいと考えてございますので、よろしくご審議の上、ご決定を頂きたいと存じます。

よろしく申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

3番三浦議員。

●3番

第6条におきまして、町が実施する入札への参加を制限する等という表現があるんですけども2項の下請けに対しては、暴力団関係者を排除するというはっきり表現になっているんですけども、この制限するというのはどこでどういうふうに制限することになるのか、入札そのものを、もうお断りするのか、受けるんだけれども、そういう業者には仕事をさせないということなのか、その辺教えて下さい。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

まず入札に関してでございますが、こちらの方、指名願いを受け付ける際に、そういった暴力団ではないとか、入らないということの確約書、誓約書を頂こうとするものでございまして、このような表現になってございます。

●議長

7番笹木議員。

●7番

町ですね、安心、安全を確保してくれるという部分で今回提案されました議案第7号の暴力団廃止条例大変良いものだと思います。

それで、この中でちょっと、2点だけ伺いたいと思いますので、お願いします。

まずこの第6条にありますけれども、これは町の事務及び事業における措置ということで、ずっと文面読みますと、あくまでも入札に関わる、入札への参加の制限ということで、入札時点について、内容が謳われているんだと思うんですね。

様々な、今、答弁ありましたけれども、そこら辺を通過して、入札が終わった。

入札後、万が一、発覚した場合の措置について、明記されていないという部分が1点。それと、第8条、町民等に対する支援、ここの第2ですけれども、町は町民等が安心して暴力団排除のためのということで、その安全の確保に配慮するとあります。

それで、町は道警と緊密に連携をし、その安全の確保とありますけれども、安全の確保について、どのような方法でというような取り組みをされていこうとしているのか伺いたいと思います。

以前にね、ニュース報道にもありました。

町が暴力団を排除しよう、ということで、お店の前に、暴力団排除のステッカーを貼った。

町としては、大変、協力して頂いている形ですけれども、そこに、集中的にですね、暴力団のいやがらせがあって、本当に事件に繋がるという状況がありました。

そういう時に、町としてその安全確保の担保をどのように考えておられるのか、その辺のお聞きしたいと思います。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

笹木議員のご質問にお答え致します。

6条のですね、第1項においては、入札の参加を制限する等ということで、等という表現を使ってございますが、こちらのですね、入札後の発覚ということのご質問なのかなと思っております。

こちらの方はもう既にですね、町の公共工事においては、実施をしているものでございますが、それについて説明をさせていただきますと、契約書の中においてですね、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるということで、契約後も、暴力団関係者であるということが発覚した場合については、町の方からですね、一方的に契約を解除することが出来るというふうなことを定めるとともに、違

約金としてですね、請負代金の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならないということで、既に、こちらの方は運用させて頂いているところでございます。

2点目のですね、町民の安全ということでございます。

まず、町としては、対処方法等についてですね、この後、広報等を通じてですね、町民の方には周知したいなということがまず1つ。

それから実際に暴力団から危害が加えられる恐れがあるという場合につきましては、町の方からも北海道警察の方に保護措置の要請をしていってですね、対処するという考えでございます。

よろしく申し上げます。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時10分)

●議長

日程第3、議案第8号「奈井江町防災会議条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

59頁をお開き下さい。

議案第8号「奈井江町防災会議条例の一部を改正する条例」

奈井江町防災会議条例の一部を次のように改正する。

平成24年12月5日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、災害対策基本法の一部改正にともない、防災会議の所掌事務として、「防災に関する重要事項について、審議や意見を述べること」について規定したほか、委員構成において、「自主防災組織を構成する者や学識経験者を加える」ため、条例の改正を行おうとするものであります。

以上、奈井江町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第4、議案第10号「中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

61頁をお開き下さい。

議案第10号「中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について」

地方自治法第291条の3第3項の規定により、中・北空知廃棄物処理広域連合規約を次のとおり変更する。

平成24年12月5日提出、奈井江町長。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約の一部を変更する規約。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約の一部を次のように改正する。

本規約の変更につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合の事務所の移転に伴い、規約の変更を行おうとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、請願第1号の上程・報告・討論・採決

(10時12分)

●議長

日程第5、請願第1号「「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める請願書」を議題とします。

請願については、まちづくり常任委員長より審査報告書が議長に提出されております。常任委員会審査報告について、委員長の発言を許します。

8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

まちづくり常任委員会の審査報告を致します。

12月5日本会議において付託されました、請願第1号「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める請願書の審査を、6日役場3階議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

補佐人として、北海道医療労働組合連合会執行委員、室岡 昇氏と勤医協労働組合、斉藤 久美子氏が同席され、紹介議員からの現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、全会一致で採択すべきものと決定致しました。

なお、請願の採択に伴う意見書(案)につきましても、審議したことをご報告申し上げます。

以上、常任委員会の報告と致します。

●議長

請願第1号「「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長の報告の通り採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は委員長の報告の通り採択することに決定致しました。

日程第6 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第6、意見案第1号「安心できる介護制度の実現を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第7 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第7、意見案第2号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号)朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

8番森山議員。

●8番

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の補足説明をさせていただきます。

わが国の森林は、国土の3分の2を占め、その森林率は世界第3位の森林大国であります。

近年、森林は、緑のダムと言われる水源かん養機能をはじめ、土砂災害防止機能、生物多様性の保全機能、地球温暖化の防止機能等、多様な機能を有し、「緑の社会資本」として、大きな関心と期待が寄せられています。

それら機能を評価額に換算すると、木材やキノコ等の経済資源で、年間6,700億円、水源かん養・土砂災害防止機能等全体の評価額は、年間70兆円を超えるといわれています。

政府は、昨年7月、「森林・林業基本計画」を更新し、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など、「森林・林業再生プラン」の実現に向けて推進するとしています。

しかしながら、山林の6割弱を占める私有林では、経営収支の悪化が長引く中で、農業と同様、高齢化と後継者不足、山林所有者の不在地主化の進行、放置林の増加等、解決困難な問題が山積しています。

加えて、公有林を管理する地方自治体においても、依然として財政状況は厳しい状況下にあり、長期に渡る継続可能な林業・森林管理体制の確立は急務であると考えています。

よって、国会及び政府に対し、今、局長が朗読された記の事項を実現するよう強く要望しようとするものであります。

全議員の賛同をお願い申し上げ補足説明と致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第8、調査第1号の上程・付託

(10時22分)

●議長

日程第8、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第9、調査第2号の上程・付託

(10時23分)

●議長

日程第9、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成24年奈井江町議会第4回定例会を閉会します。

皆さん大変ご苦労さまでした。

(10時25分)